

いのち 支える
小林市自殺対策行動計画

—第2期—
【2019年度～2023年度】

平成 31 年 3 月

小林市

はじめに

誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる社会の実現は、私たち市民全ての願いです。

本市では平成 17 年から啓発普及を中心とした自殺対策を行い、さらに平成 23 年には小林市自殺対策協議会を設置し、こころの健康づくりの啓発普及やこころの健康サポーター養成等を展開してまいりました。また、平成 26 年 3 月には、「市民一人ひとりが、誰も自殺に追い込まれることのない、居心地の良い地域づくりを目指します。」を基本理念に、関係団体・関係行政機関等と、市民のこころの健康づくりと自殺対策を推進する「小林市自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策を実施してきました。しかし今もなお、毎年 15 名を超えるかけがえのない「いのち」が自殺によって失われている厳しい現実を、私たちは重く受け止めなければなりません。

平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正され、平成 29 年 7 月には自殺総合対策大綱の見直しがなされました。そこで、本計画では、「生きることの包括的な支援」を 5 つの基本施策に沿って検討し、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」の 3 つの重点施策とともに具体的取組を掲げています。

また、市内の事業を自殺対策の視点で見直し、市内横断的な取組も掲げております。

自殺対策はいのちを守るとともに地域づくりそのものです。市民の皆様はもとより、関係団体・関係行政機関等の皆様と共にこころもからだもすこやかな小林市を目指していきたいと考えております。

終わりに、本計画策定に当たり、ご協力を賜りました小林市自殺対策協議会委員の皆様をはじめワーキンググループの皆様、ご意見をいただきました市民の皆様方から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

小林市長 宮原 義久

目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	4
3	計画の期間	4
4	計画の目標	5
第2章	小林市における自殺の特徴	6
1	統計データでみる小林市の自殺の現状	6
2	本市の自殺の特徴	12
第3章	これまでの取組と評価	13
第4章	計画の基本的な考え方	16
1	計画の基本理念	16
2	施策の体系	16
3	基本施策	18
4	重点施策	19
第5章	取組の実際	20
	基本施策1 地域におけるネットワークの強化	20
	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	24
	基本施策3 市民への啓発と周知	27
	基本施策4 生きることの促進要因への支援	34
	基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	45
第6章	生きる支援関連施策	47
第7章	自殺対策の推進体制等	57
1	計画の推進について	57
2	計画の進捗管理	57
資料編	58
1	小林市自殺対策協議会設置要綱	58
2	委員名簿	61
3	計画の策定体制及び経過	63

第1章 計画策定の趣旨

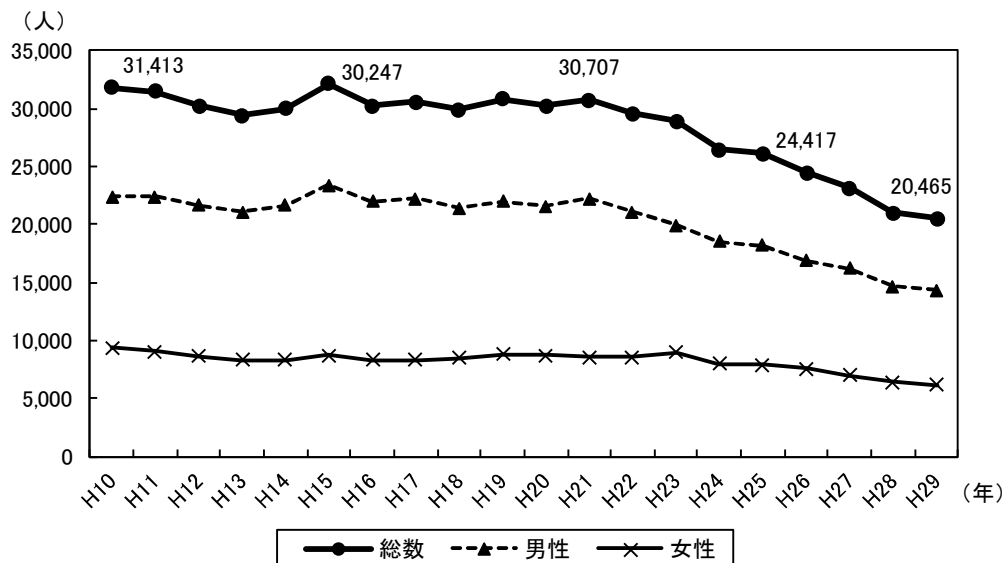
1 計画策定の背景

国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定され、第12条の規定に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が平成19年に初めて定められ、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にある等、着実に成果を上げています。

小林市では、平成26年度に「小林市自殺対策行動計画」を策定し、「市民一人ひとりが、誰も自殺に追い込まれることのない、居心地の良い地域づくり」を基本理念に、市民のこころの健康づくりと自殺対策を推進してきました。

小林市としてのこれまでの取組の評価と課題に向けての取組を強化し、自殺対策基本法の趣旨や平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱に基づき、小林市の自殺の実態と特性に即したきめ細やかな取組を通じて、自殺対策を総合的に推進するために本計画を策定します。

図表1-1 全国の自殺者数の推移



資料：人口動態統計（厚生労働省）

■自殺対策基本法の一部を改正する法律 概要

◇目的規定の改正（第1条）

○目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加

◇基本理念の追加・改正（第2条第1項・第5項）

○「自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない」ことを追加

○「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない」と改正

◇国の責務の改正（第3条第3項）

○「国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助ものとする」ことを改正

◇自殺予防週間・自殺対策強化月間（第7条）

○「自殺予防週間（9月10日～9月16日）を設け、啓発活動を広く展開する」ことを追加

○「自殺対策強化月間（3月）を設け、自殺対策を集中的に展開する」ことを追加

◇関係者の連携協力の追加（第8条）

○「国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力するものとする」ことを追加

◇都道府県自殺対策計画等（第13条）の追加

○「都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める」ことを追加

◇基本的施策の拡充

○調査研究等の推進・体制の整備（第15条）、人材の確保等（第16条）、心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等（第17条）、医療提供体制の整備（第18条）を追加

◇必要な組織の整備（第25条）

○政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備

■自殺総合対策大綱の概要

「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

➢ 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

➢ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

➢ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**

➢ 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクル**を通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進する**

第5 自殺対策の数値目標

➢ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

■自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策

※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

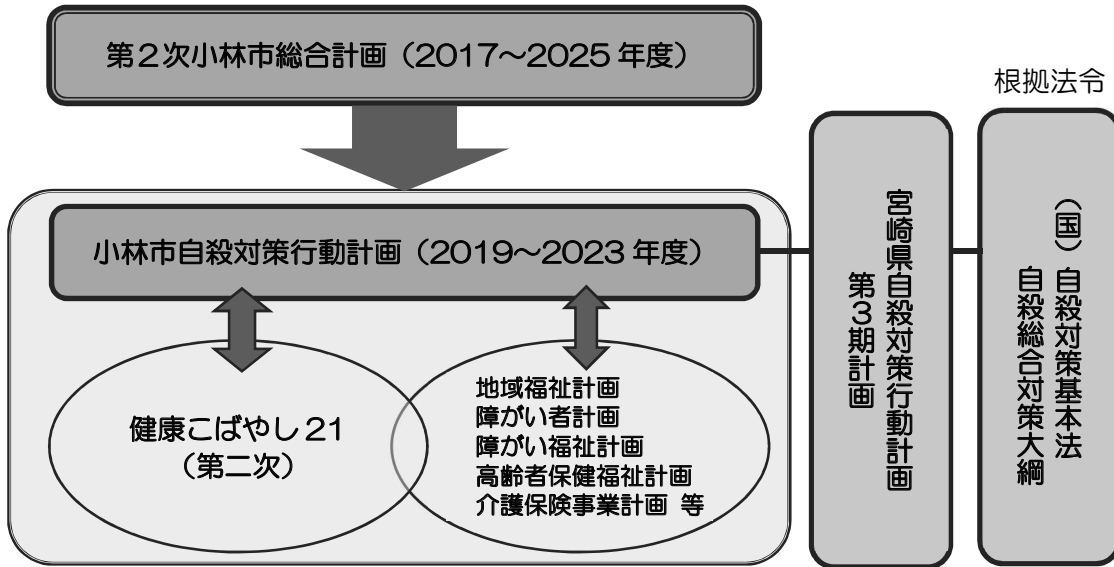
※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<h4>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<h4>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（SOSの出し方に関する教育の推進） ・自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<h4>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（革新的自殺研究推進プログラム） ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<h4>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<h4>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<h4>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<h4>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり、発達障害、性被害・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<h4>8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<h4>9. 遺された人への支援を充実する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の高質の向上 ・遺児等への支援 	<h4>10. 民間団体との連携を強化する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<h4>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<h4>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、小林市における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。

また、「第2次小林市総合計画（2017～2025年度）」の「いきいき」分野に掲げる「健康づくりを支援します」の基本施策、「健康こばやし21（第二次）」をはじめ、健康・福祉に関する計画や、自殺総合対策大綱及び宮崎県自殺対策行動計画との整合を図りながら策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5か年とし、目標年度を2023年度とします。

■自殺対策に係る国・宮崎県・小林市の経緯

	平成18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	2019 (31)	2020 (32)	2021 (33)	2022 (34)	2023 (35)	2024 (36)	
国	○自殺対策基本法制定												○自殺対策基本法改正							
	■自殺総合対策大綱閣議決定										■自殺総合対策大綱閣議決定									
宮崎県	宮崎県自殺対策行動計画 (平成20～24年度)				宮崎県自殺対策行動計画 -第2期- (平成25～28年度)				宮崎県自殺対策行動計画 第3期計画 (平成29～32年度)											
小林市									小林市自殺対策行動計画 (平成26～30年度)				いのち支える 小林市自殺対策行動計画 (2019～2023年度)							

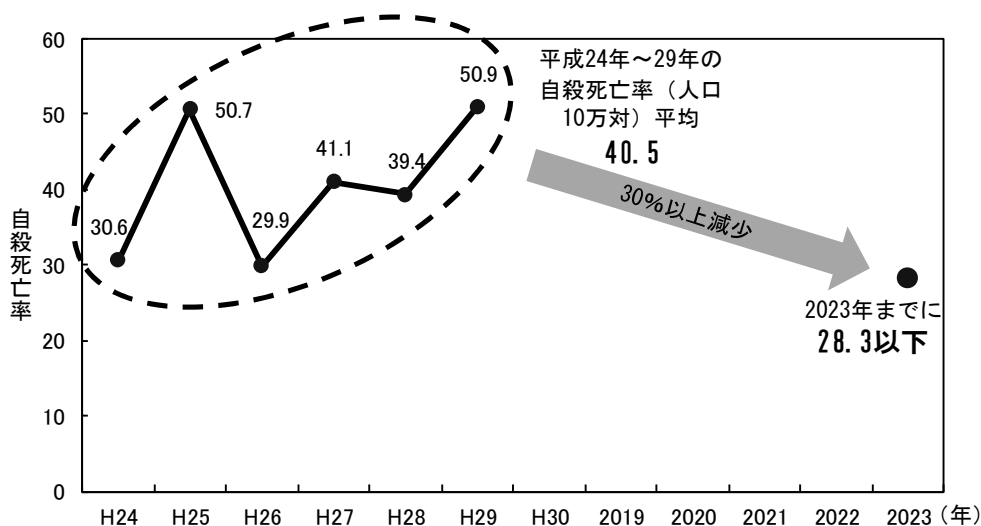
4 計画の目標

(1) 数値目標について

自殺総合対策大綱における国の数値目標は、2026年度までに厚生労働省「人口動態統計」に基づく自殺死亡率を2015年の18.5（人口10万対）と比べて、30%以上減少させる（13.0以下にする）ことを目標にしています。

本市の数値目標を自殺総合対策大綱に合わせると、2026年度の自殺死亡率を28.8（人口10万対）以下にすることとなります。しかし本市の自殺者数は、毎年増減を繰り返しており、単年での計画の目標は大きな誤差が生じます。そこで、本市では、平成24年～29年までの平均自殺者数19人、自殺死亡率40.5（人口10万対）を2023年までに国や宮崎県の目標値に近づけ、30%以上減少させ、28.3（人口10万対）以下にすることを目標とします。

図表1-2 自殺死亡率（人口10万対）の数値目標



(2) 評価指標について

個々の取組の実施が、自殺の減少という「結果」となってすぐに現れるわけではないため、自殺の増減の「結果」だけでなく、自殺を減少させるための手段（取組）として適正であったかどうか、「第5章 取組の実際」において掲げる基本施策ごとに評価の指標を設け、評価・検証します。

また、本市の既存事業に自殺対策の視点を加えた「生きる支援関連施策」においても、事業の実施状況を毎年評価・検証し、実施率を計画期間の最終年度である2023年度までに80%とすることを目指します。

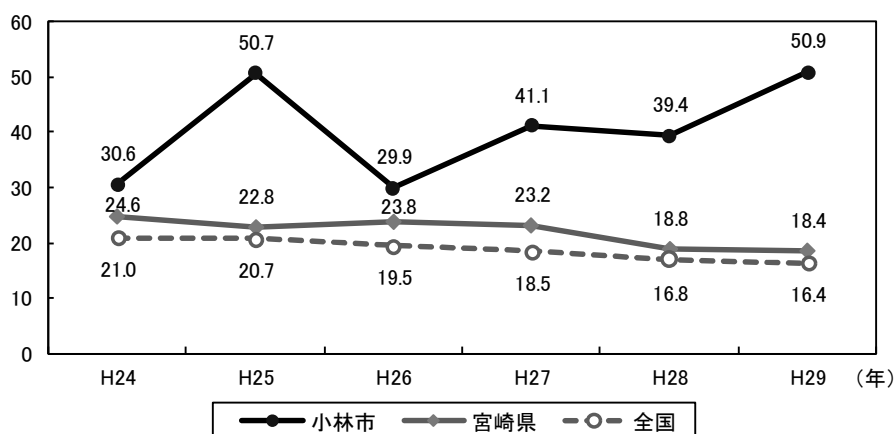
第2章 小林市における自殺の特徴

1 統計データでみる小林市の自殺の現状

(1) 人口10万人当たりの自殺死亡者数（自殺死亡率）の推移

人口10万人当たりの自殺死亡者数（自殺死亡率）は、全国、宮崎県共に減少傾向にあります。本市の自殺死亡率は、全国及び宮崎県の自殺死亡率を上回っており、最も低いのは平成26年の29.9（人口10万対）、最も高いのは平成29年の50.9（人口10万対）となっています。

図表2-1 自殺死亡率（人口10万対）の推移



※平成29年の小林市は、人口動態統計を基に、市で計算して算出。

資料：〔H23～28〕宮崎県衛生統計年報（宮崎県）
〔H29〕人口動態統計（厚生労働省）

■（参考）自殺の統計について

厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類があります。両者の統計には以下のような違いがあります。

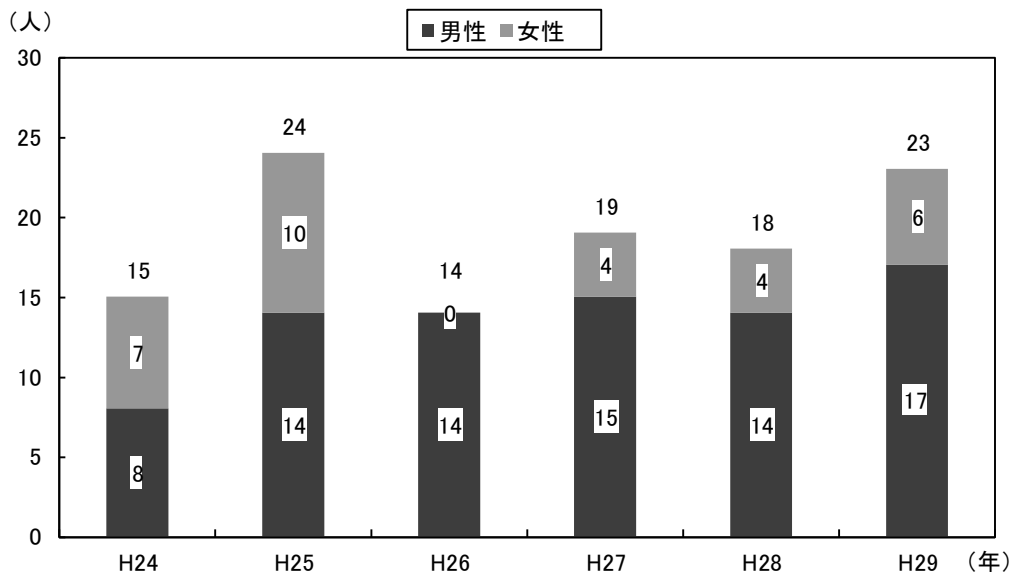
- 厚生労働省「人口動態統計」は、日本における日本人を対象
住所地を基に死亡時点で計上
自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときには自殺以外で処理
- 警察庁「自殺統計」は、日本の総人口（日本における外国人を含む。）を対象
発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上
捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成、計上
- 「宮崎県衛生統計年報」は、宮崎県が、厚生労働省の実施する「人口動態統計」を分類・集計し、公表したものです。
- 「地域における自殺の基礎資料」は、厚生労働省が、警察庁より提供を受けた自殺統計原票データに基づいて再集計し、公表したものです。

(2) 自殺者数の推移

自殺者数の推移をみると、最も少ないのは平成26年の14人、最も多いのは平成25年の24人となっています。

性別でみると、いずれの年も男性が女性を上回っており、男性は平成24年を除いて15人前後で推移しています。6年間の合計では男性が82人(72.6%)、女性が31人(27.4%)と、男性が女性の2～3倍となっています。また、宮崎県もほぼ同様の状況となっています。

図表 2-2 自殺者数の推移 (性別)



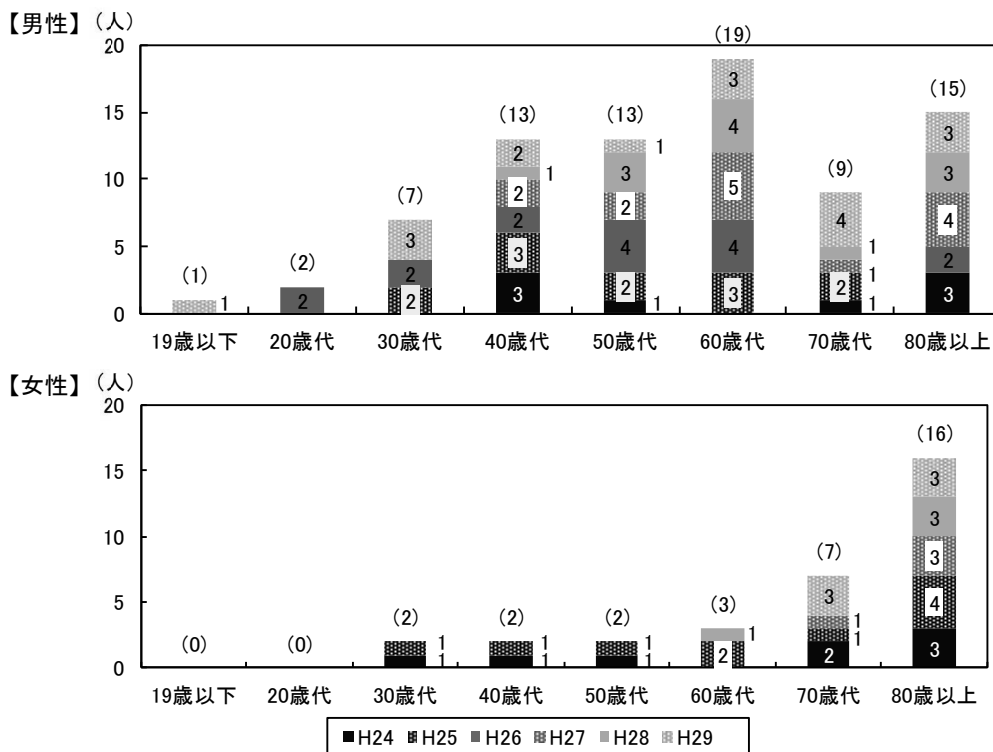
宮崎県	女性	83	77	63	70	69	51
	男性	194	179	202	185	136	148

資料：人口動態統計（厚生労働省）

(3) 年代別の状況

自殺者数の合計を年代別で見ると、80歳以上が31人で最も多く、次いで60歳代が22人となっています。女性は、80歳以上が最も多く16人で50.0%を占め、男性は60歳代が最も多く19人(24.1%)、次いで80歳以上が15人(19.0%)となっています。また、40歳代及び50歳代が各13人(16.5%)ずつと、働き盛りの男性が33.0%を占めています。

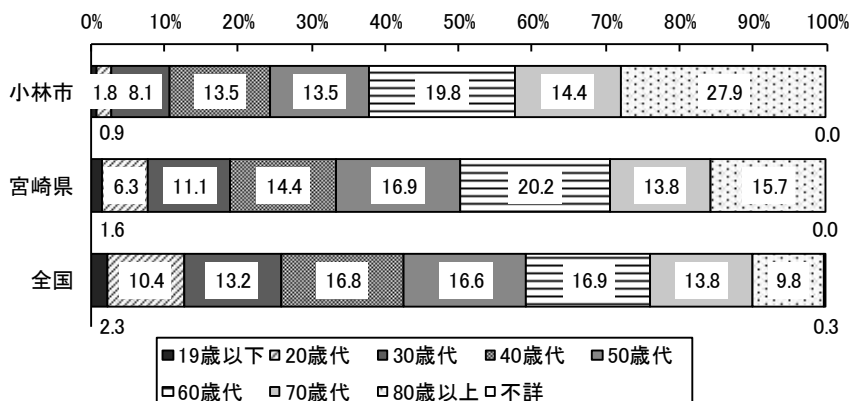
図表 2-3 年代別の自殺者数 (H24~29年の6年間合計) (自殺統計：自殺日・住居地)



資料：地域自殺実態プロファイル【2018 更新版】(自殺総合対策推進センター)

全国・宮崎県と比較してみると、80歳以上で全国・宮崎県を大幅に上回っています。

図表 2-4 年代別の自殺者の割合 (H24~29年の6年間合計) (自殺統計：自殺日・住居地)



資料：地域自殺実態プロファイル【2018 更新版】(自殺総合対策推進センター)

年代別の主要死因順位についてみると、総数では「自殺」が39歳以下、40歳代で1位、50歳代で3位になっており、特に男性は60歳代までにおいて、3位までに入っています。また、上位には入っていませんが、自殺者数に占める高齢者の割合が課題です。

図表 2-5 性別、年代別死因の順位(平成28年)

単位：人

総数	1位		2位		3位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
39歳以下	心疾患	1	-	-	-	-
	自殺	1				
40歳代	悪性新生物	2	-	-	-	-
	自殺	2				
	肝疾患	2				
50歳代	心疾患	10	悪性新生物	6	自殺	3
60歳代	悪性新生物	32	脳血管疾患	8	心疾患	7
70歳代	悪性新生物	33	心疾患	13	肺炎	9
80歳以上	悪性新生物	107	心疾患	97	肺炎	51

単位：人

男性	1位		2位		3位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
39歳以下	心疾患	1	-	-	-	-
	自殺	1				
40歳代	自殺	2	悪性新生物	1	-	-
50歳代	心疾患	9	自殺	3	脳血管疾患	2
					悪性新生物	2
60歳代	悪性新生物	23	心疾患	7	脳血管疾患	4
					肺炎	4
					自殺	4
70歳代	悪性新生物	20	肺炎	7	心疾患	5
80歳以上	悪性新生物	51	心疾患	32	肺炎	26

単位：人

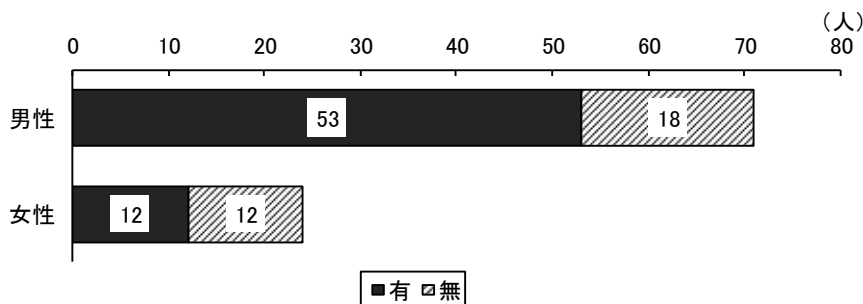
女性	1位		2位		3位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
39歳以下	-	-	-	-	-	-
40歳代	肝疾患	2	悪性新生物	1	-	-
			心疾患	1		
50歳代	悪性新生物	4	心疾患	1	-	-
			肺炎	1		
60歳代	悪性新生物	9	脳血管疾患	4	-	-
70歳代	悪性新生物	13	心疾患	8	脳血管疾患	5
80歳以上	心疾患	65	悪性新生物	56	老衰	37

資料：平成28年衛生統計年報（宮崎県）

(4) 同居人の有無別状況

自殺者数の合計を同居人の有無別で見ると、「有」は男性で53人、女性で12人となっており、男性は「有」が「無」を大きく上回っています。

図表 2-6 同居人の有無別の自殺者数 (H24~29年の6年間合計) (自殺統計: 自殺日・住居地)

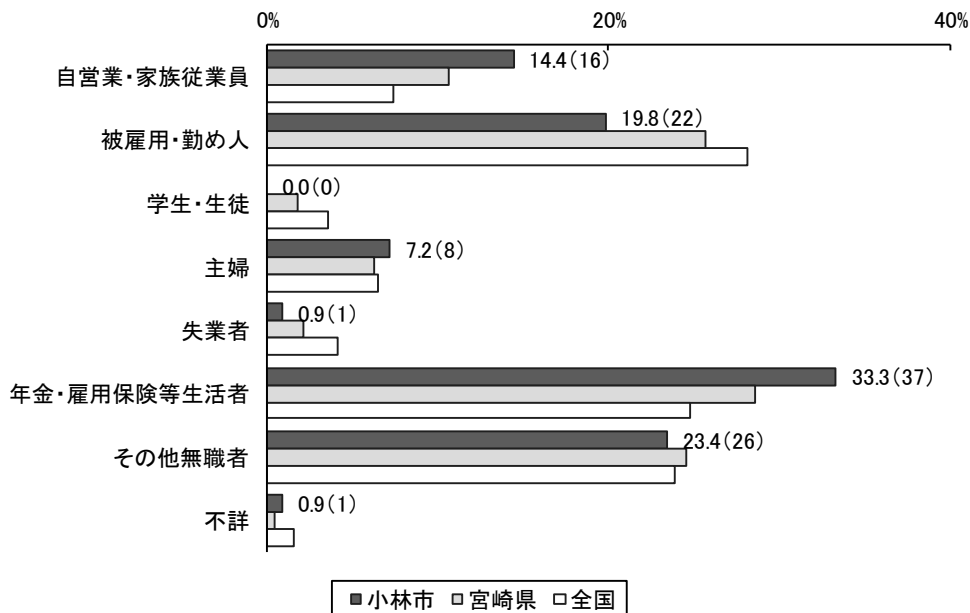


資料: 地域自殺実態プロファイル【2018 更新版】(自殺総合対策推進センター)

(5) 職業

自殺者の割合を職業別で見ると、「年金・雇用保険等生活者」が最も高く、次いで「その他無職者」となっています。また、全国、宮崎県と比較すると、本市は「年金・雇用保険等生活者」「自営業・家族従業員」が高く、「被雇用・勤め人」が低くなっています。

図表 2-7 職業別の自殺者の割合 (H24~29年の6年間合計) (自殺統計: 自殺日・住居地)



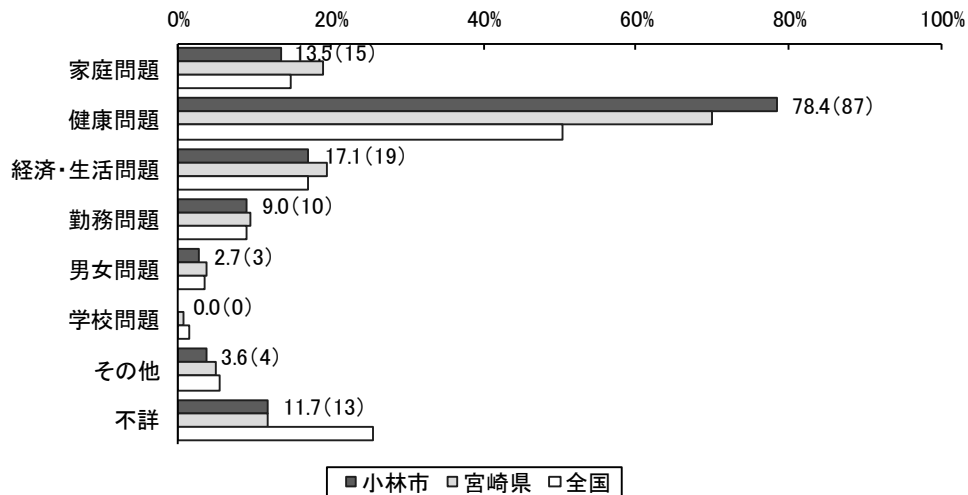
※ () 内は自殺者数

資料: 地域における自殺の基礎資料 (厚生労働省)

(6) 原因・動機

自殺者の割合を原因・動機別で見ると、「健康問題」が最も高く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」となっていて、全国や宮崎県と同様の傾向となっています。しかし、自殺の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有していることが、次頁「自殺の危機経路」より分かります。

図表 2-8 原因・動機別の自殺者の割合（H24～29年の6年間合計）（自殺統計：自殺日・住居地）



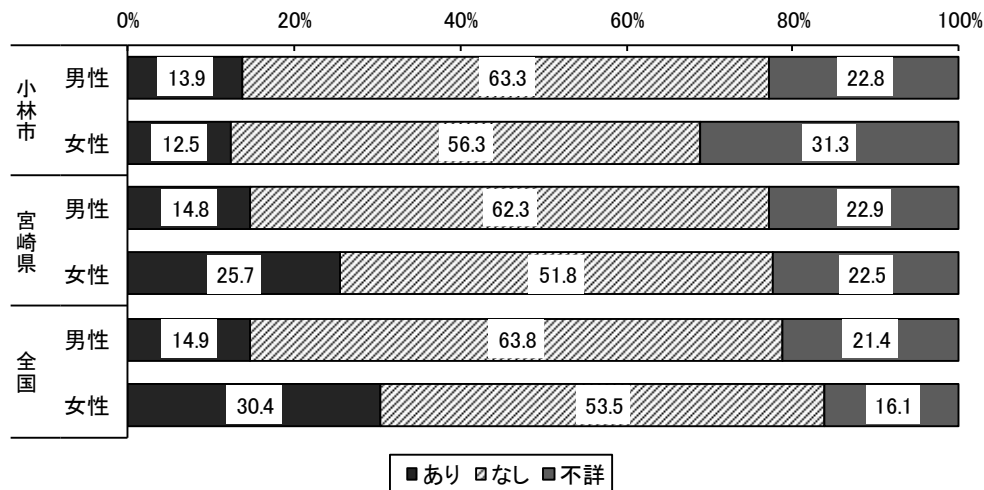
※（ ）内は自殺者数

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(7) 自殺未遂歴の有無

自殺者の割合を自殺未遂歴の有無別で見ると、男性、女性共に「なし」が高くなっています。また、全国や宮崎県に比べて、本市では女性の「あり」が低くなっています。

図表 2-9 男女別自殺未遂歴の有無別の自殺者の割合（H24～29年の6年間合計）（自殺統計：自殺日・住居地）



資料：地域自殺実態プロファイル【2018 更新版】（自殺総合対策推進センター）

2 本市の自殺の特徴

自殺総合対策推進センターによる「地域自殺実態プロファイル」では、本市の自殺の特徴について、性、年代等の特性と、背景にある主な自殺の危機経路を下記のとおり分析しています。平成25年～29年の本市の自殺者数は95人（男性71人、女性24人）でした。

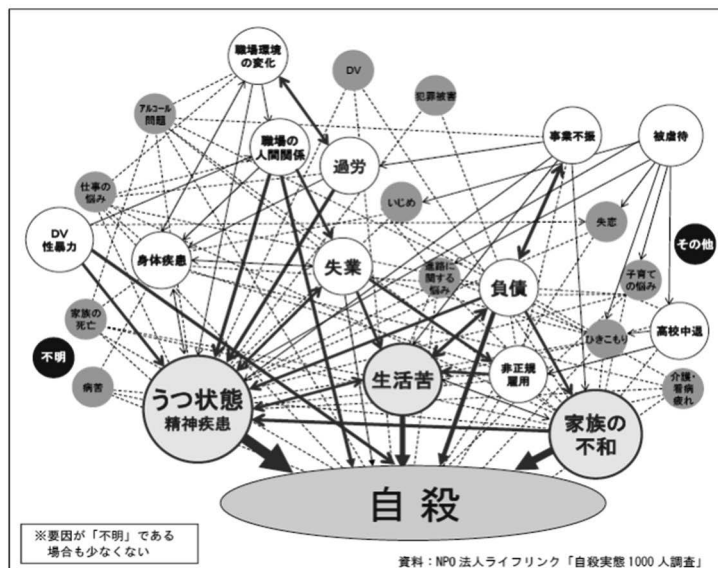
本市の主な自殺の特徴

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路*
1位:男性 60歳以上無職同居	18	18.9%	99.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性 40～59歳有職同居	15	15.8%	73.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:男性 60歳以上無職独居	10	10.5%	283.8	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位:女性 60歳以上無職独居	10	10.5%	88.3	死別・離別→身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:女性 60歳以上無職同居	10	10.5%	35.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

資料：地域自殺実態プロファイル（自殺総合対策推進センター）

*「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク）を参考にしました。

■自殺の危機経路



図中の○印の大きさは要因の発生頻度を表しています。○印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど因果関係が強いこととなります。自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。

自殺で亡くなった人は「平均4つの要因」を抱えていたことが分かっています。

第3章 これまでの取組と評価

平成26年度～30年度は、第1期小林市自殺対策行動計画で4つの基本方針の下、具体的取組を設定し5年間取り組みました。第1期計画を

A：実施 B：概ね実施 C：未実施 で評価しました。

基本理念

一人ひとりが自殺に追い込まれることのない、居心地の良い地域づくりを目指します。

基本方針1 「つながり」のある地域づくり

- (1) 交流機会の充実 (A)
- (2) いのちの教育の充実と環境づくり (A)
- (3) 労働環境の改善 (B)

総合評価

A

【まとめ】

各種団体・関係機関があらゆるライフサイクルにある人に教室等を開催し居場所づくりを行っています。しかし、地域でばらつきがあるため、拡充が必要です。また、人材育成が課題となります。労働環境の改善については普及・啓発が課題です。

基本方針2 「こころの健康づくり」の推進や「こころの病気」の知識の普及・啓発

- (1) こころの健康づくりの推進 (A)
- (2) うつ病に関する普及・啓発 (A)
- (3) 適切なアルコールとの付き合い方の普及・啓発 (A)

総合評価

A

【まとめ】

のぼり旗・街頭キャンペーン等を実施しています。認知度は上昇してきましたが、方法・場所等について課題があります。もっとできることがありそうという意見も挙がっています。アルコールについては保健所での家族教室等と役割分担して実施しています。

基本方針3 相談窓口の充実と人材育成

- (1) 相談窓口の充実 (A)
- (2) 人材育成 (B)
- (3) 支援が必要な人への支援 (B)
- (4) 身近な人を自殺で亡くした遺族への支援 (B)
- (5) 自殺未遂者・家族への支援 (B)
- (6) うつ病対策 (A)

総合評価

B

【まとめ】

フローチャート作成は、関係者の内部資料となりました。相談窓口は充実してきましたが、来所できない人への対応や相談窓口の明確化が課題です。人材育成では、ゲートキーパーの養成に取り組んできましたが、事業所での開催、子どもを取り巻く保護者や教師などへの実施が今後の課題です。事後予防については、保健所による事業が多く実施されています。

基本方針4 関係団体・関係行政機関との連携・協働の推進

- (1) 連携強化の取組 (A)

総合評価

A

【まとめ】

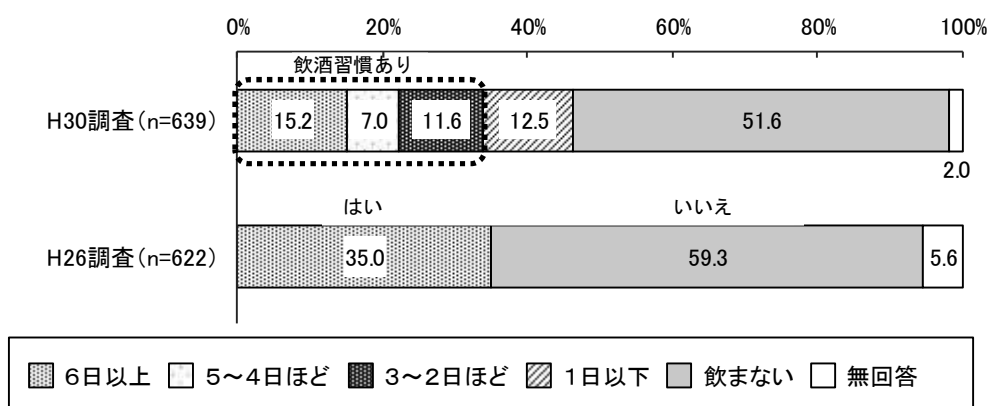
自殺対策協議会・部会・ワーキングで協働による取組の推進を図りました。また、かかりつけ医と精神科医との医療連携体制の強化は西諸地域で先駆的に実施しています。本市の課題である高齢者に係る団体等の連携及び協議会への参加が今後の課題です。

また、「こころの健康に関するアンケート調査」について、平成26年調査と平成30年調査の飲酒・睡眠・自殺対策事業の認知度の結果を比較すると以下ようになります。

●飲酒・睡眠の状況

飲酒の状況を見ると、平成26年調査で、日ごろからお酒を飲んでいるかについての「はい」は35.0%で、平成30年調査では「3～2日ほど」以上を『飲酒習慣あり』とすると33.8%となり、大きな変化はありません。

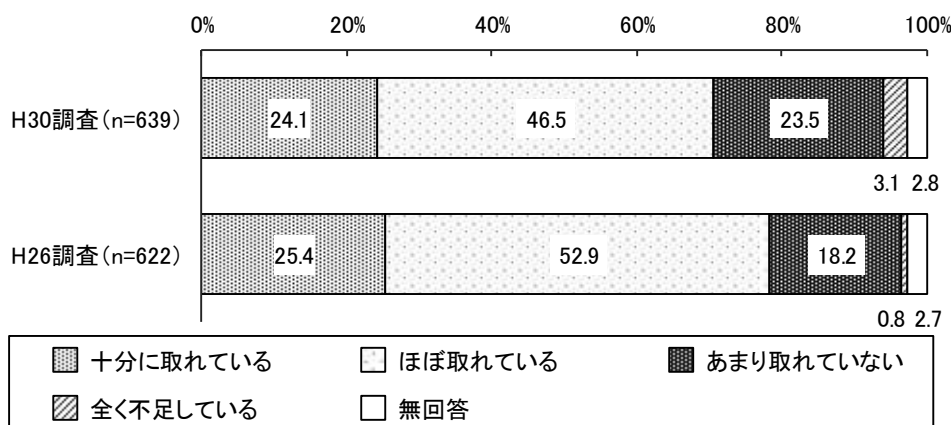
図表 3-1 飲酒の状況



※「6日以上」+「5～4日ほど」+「3～2日ほど」=『飲酒習慣あり』
H26 調査の選択肢は「はい」または「いいえ」の二択

睡眠による休養をみると、平成26年調査で、『取れている』は78.3%でしたが、平成30年調査では『取れている』が70.6%となっており、7.7ポイント低下しています。

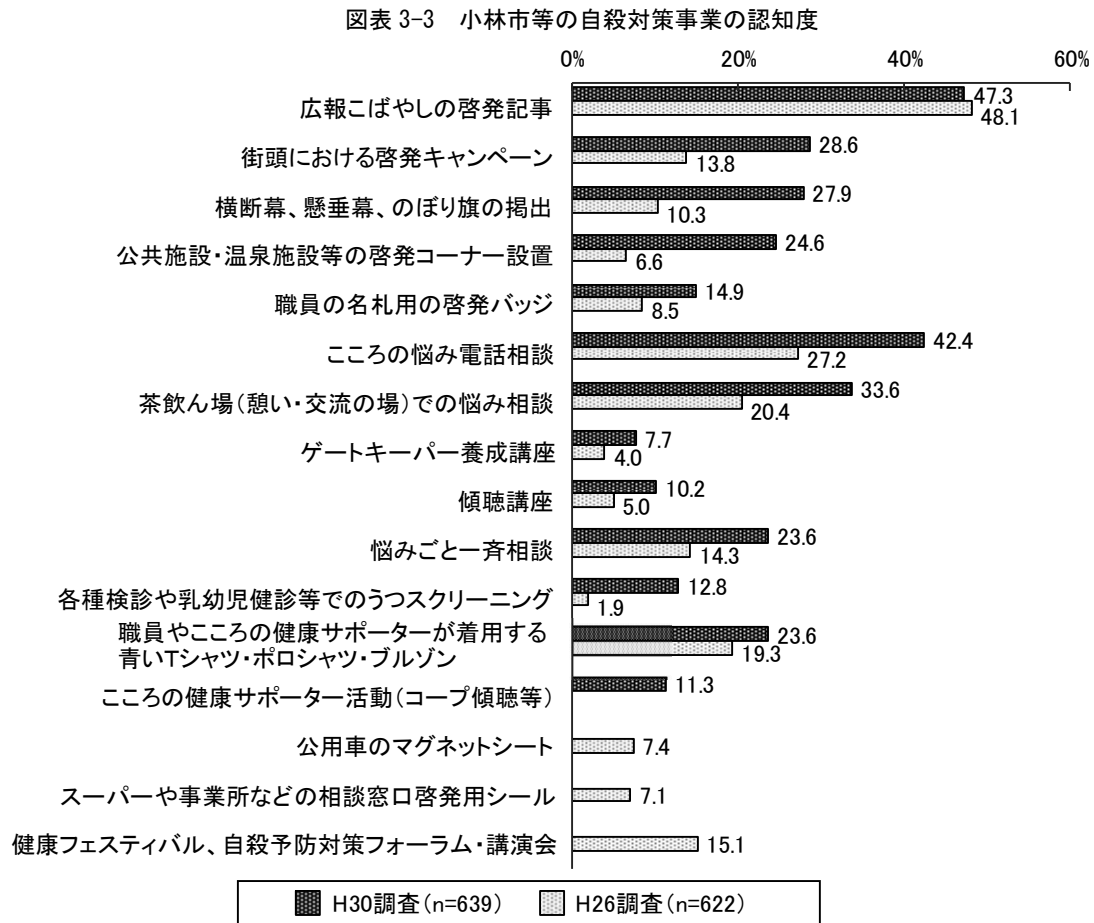
図表 3-2 睡眠による休養



※「十分に取れている」+「ほぼ取れている」=『取れている』
「全く不足している」+「あまり取れていない」=『取れていない』

●自殺対策事業の認知度

自殺対策事業の認知度についてみると、両調査共、上位3位までは変わっていませんが、「こころの悩み電話相談」と「茶飲ん場（憩い・交流の場）での悩み相談」は、平成30年調査の方が10ポイント以上高くなっています。



※H30 調査は、各事業について「知っている」「知らない」を選択する形式で、「知っている」の割合
 H26 調査は、知っている事業を全て選択する形式で、「知っている」の割合

総評

これまで各関係団体等と連携を取りながら、啓発等を実施してきました。認知度は2倍に伸びたものもあり、確実に成果が出てきていると考えられます。一方で、認知度の高い「広報こばやし」でも認知度は47.3%であり、2人に1人は自殺対策について知らないものと考えられます。このため、今後も引き続き、普及・啓発やネットワークの構築・強化、人材育成等の自殺対策事業を推進していく必要があります。

あわせて、こころの健康とからだの健康に関する生活習慣についても、さらに啓発普及の必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念

市民一人ひとりが、支えあい、誰も自殺に追い込まれることのない、居心地の良い地域づくりを目指します。

自殺の背景には様々な社会的要因が複雑に関係しています。行政・団体・関係機関等及び市民が協働^{*}し、市を挙げて自殺の予防に取り組むことが必要です。

そして、人材や資源、地域のつながりを生かしながら、本市に暮らす一人ひとりが、支えあい、誰も自殺に追い込まれることのない、居心地の良い地域づくりを目指します。

これらの考え方を踏まえ、本市においては上記の基本理念を掲げ、本計画の総合的な推進に取り組みます。

本計画は、本市における自殺対策を地域全体で行っていくための指針として、策定したものです。

2 施策の体系

I 基本施策

自殺総合対策大綱に基づいて、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、欠かすことのできない基盤的な取組であり、全ての市町村が共通して取り組むべき5つの施策です。

II 重点施策

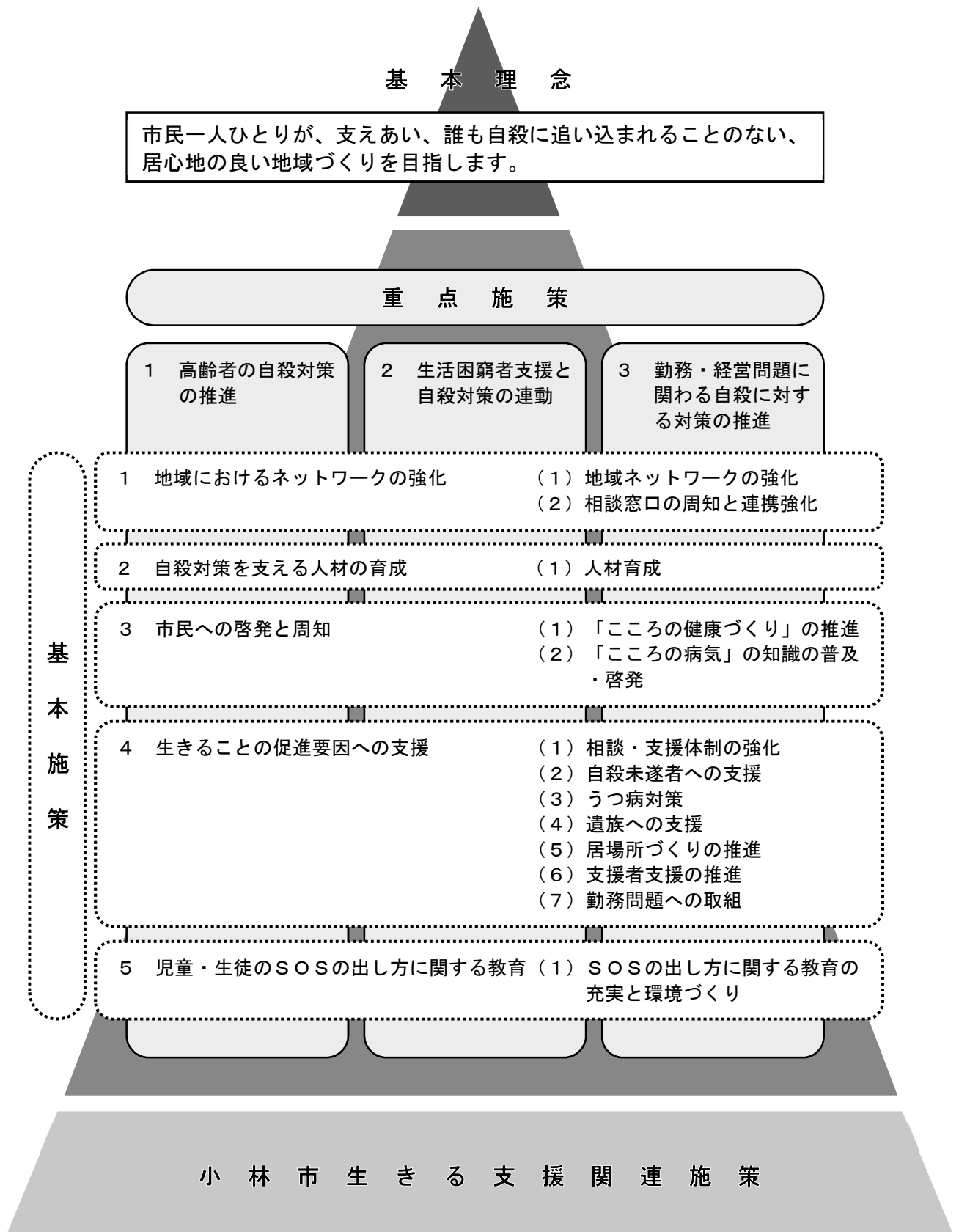
国が発表した地域自殺実態プロファイルで示された、本市における自殺対策のハイリスク群である「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」の3つの施策です。

III 小林市生きる支援関連施策

本市が既に行っている事業を自殺対策の視点から捉え直し、基本施策と重点施策に基づき、自殺対策に活用できるようまとめたものです。

※協働の定義：市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの果たす責任及び役割を自覚し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。（「小林市まちづくり基本条例『平成25年4月1日施行』」）本市では、平成20年3月に「市民協働のまちづくり基本指針」を策定し、この指針に基づき協働を推進しています。この指針では、「協働」の定義を「豊かで活力あるまちづくりを推進するため、市民や市民活動団体、地域コミュニティ、事業者、行政がそれぞれの主体性、自発性のもとに、お互いの立場や特性を認識、尊重し合いながら、対等な立場で共通の目的を達成するために協力・協調すること」とします。

■施策体系



3 基本施策

本計画における5つの基本施策の内容は以下のとおりです。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

家庭問題、健康問題、経済・生活問題等の様々な要因が複雑に関係して「追い込まれた末の死」である自殺に対応するため、行政はもちろん、地域の多様な関係者が連携、協働し、地域から自殺対策に取り組む体制を構築し強化していきます。

また、複雑かつ多様な課題や自殺の危機に対する支援を充実させるため、相談窓口の周知と連携の強化を図ります。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

市民一人ひとりが、自殺に関する正しい知識を知り、悩みや困難を抱える人が発するサインに気づき、適切な対応・連携を図ることのできる「ゲートキーパー」になれるよう人材育成に努めます。

また、自殺の要因は多岐にわたることから、行政と関係機関、事業所等が協働し、地域や学校、職場等様々な場面で自殺を予防するための人材の確保と養成を図ります。

基本施策3 市民への啓発と周知

自殺は「誰にでも起こり得る」危機であり、誰もが直面する可能性のある「重大な問題」だということを、市民の共通理解としていくため、こころの健康づくりに関する普及・啓発活動を推進します。

また、市民自らが自身のこころの健康の不調に気づき、適切な対応がとれるよう知識の普及・啓発を図ります。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺の保護要因：自己肯定感、信頼できる人間関係）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるよう、様々な分野における取組を進めます。

基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

学校では、家庭や地域との連携により、児童・生徒がいのちの大切さを実感できる教育だけでなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（「SOSの出し方に関する教育」）を推進します。

また、学校で児童・生徒たちが出したSOSに気づき、受け止めるための環境づくりや体制づくりに努めます。

4 重点施策

本計画における3つの重点施策の内容は以下のとおりです。

重点施策1 高齢者の自殺対策の推進

高齢者が孤立せず、生きがいをもって、住み慣れた地域で生活できるような高齢者支援の充実を引き続き推進します。

相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、居場所づくりや社会参加などの地域づくりを目指します。

特に、認知症ボランティア等との地域におけるネットワークの強化、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

重点施策2 生活困窮者支援と自殺対策の連動

生活困窮者は、多様な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて地域からも孤立しがちであり、自殺のリスクが高いことが考えられるため、生きることの包括的支援を効果的に行うことが重要な支援となります。

生活困窮の状態にある者、生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないよう、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて、効果的な対策を進めていきます。

重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺に対する対策の推進

働き盛りの男性は、心理的にも社会的にも、また経済的にも負担を抱えることが多く、こころの健康を損ないやすい状況にあります。精神・経済・社会的な視点での包括的な取組が必要となります。

職場のメンタルヘルス対策が重要となりますが、市内事業所の多くは従業員50人未満の小規模事業所であり、メンタルヘルスが義務化されていません。そのため、相談窓口の周知に努め、様々な分野、組織との体制づくり、地域ネットワークの強化を図る必要があります。

第5章 取組の実際

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

1－（1）地域ネットワークの強化

■現状と課題

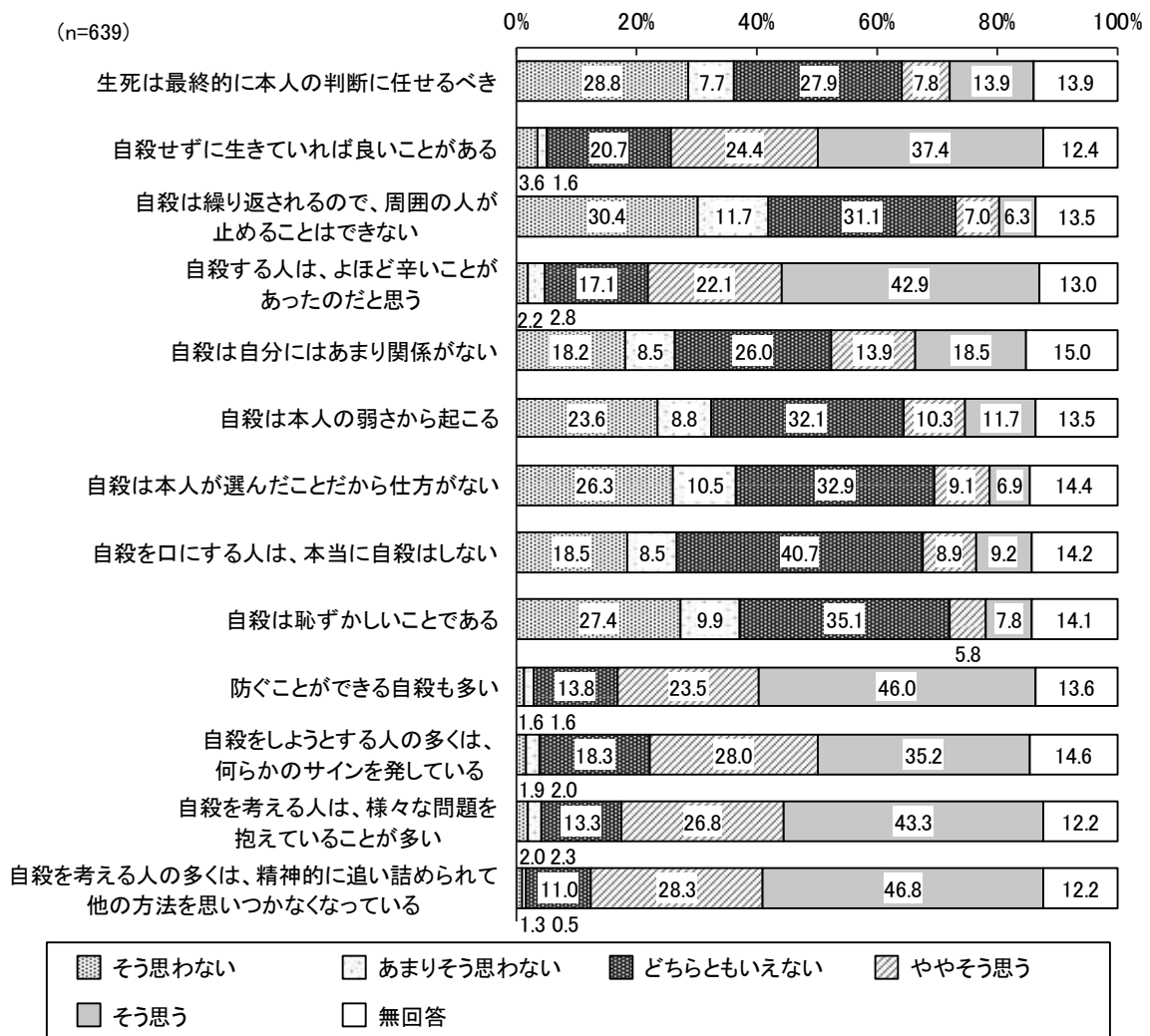
「こころの健康に関するアンケート調査結果」によると、「自殺」についてどのように思うかについて、「自殺を考える人は、様々な問題を抱えている人が多い」は「そう思う」と「ややそう思う」の合計が75.1%となっています（図表5-1）。

自殺の多くは、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因が関係して心理的に追い込まれた末の死です。それらの要因に働きかけ、社会の意識と行動を変えていくため、行政はもちろん、地域で活躍する関係機関、民間団体、学校、企業、市民等、それぞれが果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携と協働する仕組みを構築していくことが重要になります。

■取組の方針

本市の庁内各部署や既存の各種連絡会議、関係機関、民間団体と連携して、総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。

図表5-1 「自殺」についてどのように思うか



■具体的な取組

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの拠点を設置します。	福祉課 長寿介護課	○	○	○
かかりつけ医と精神科医との医療連携体制の強化	うつ病の早期発見のために、かかりつけ医から精神科医につなぐ、うつ病医療体制づくりを支援します。	西諸医師会 保健所	○	○	○
自殺対策協議会の開催	関係機関と自殺防止対策に関する情報の共有を行い、連携関係の構築を図ります。	自殺対策協議会・部会・ワーキンググループ	○	○	○

1 - (2) 相談窓口の周知と連携強化

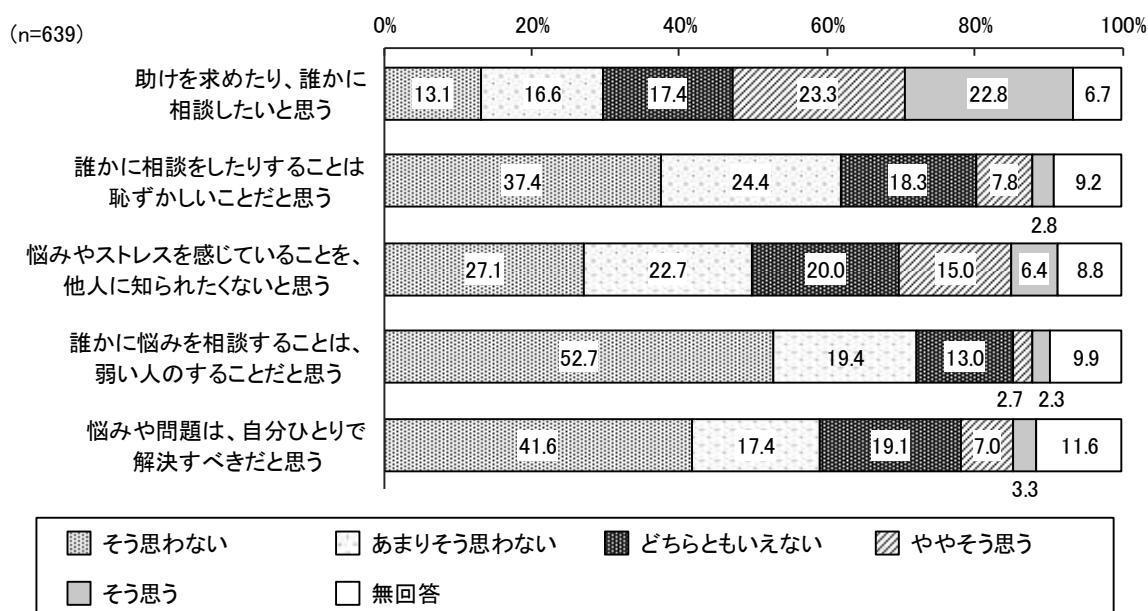
■現状と課題

「こころの健康に関するアンケート調査結果」によると、悩みやストレスを感じた時に、「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」は、「そう思う」と「ややそう思う」の合計が46.1%となっていますが、一方で「そうは思わない」と「あまりそう思わない」の合計も29.7%となっています（図表5-2）。

■取組の方針

相談窓口の周知及び相談の多様な手段の確保を図るとともに、複雑かつ多様な課題や自殺の危機に対して支援を充実させるため、関係する相談窓口の連携を進めます。

図表5-2 悩みやストレスを感じた時にどうしたいか



■具体的な取組

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
相談窓口の明確化	相談窓口の情報等の分かりやすい発信を行います。既存のパンフレットの記載内容を見直し、必要があれば訂正を行います。	自殺対策協議会・部会・ワーキンググループ 地域包括支援センター	○	○	○

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
受診・相談しやすい環境づくり	悩みや不安を抱える人が、受診・相談しやすい環境づくりに努めます。自殺に限らず、相談しやすい、来所しやすい環境づくりが必要であることから、分かりやすい案内の仕方やプライバシーを配慮した環境づくりを行っていきます。また、研修会等で職員のスキルアップを行い、対応の質を上げるよう努めます。	自殺対策協議会・部会・ワーキンググループ 地域包括支援センター 市役所全課	○	○	○

■ 評価指標

項目	現状値	目標
協議会の開催	年1回	年1回
ワーキング部会の開催	年2回	年3回
相談窓口一覧表の作成	未作成	作成

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

2- (1) 人材育成

■現状と課題

「こころの健康に関するアンケート調査結果」によると、悩みやストレスを感じた時の相談相手として、「家族や親族」は「相談したことがある」と「実際にしたことはないが相談しようと思う」の合計が76.0%と最も高く、次いで、「友人や同僚」が62.5%となっていて、身近な人が相談相手になっていることが分かります（図表5-3）。

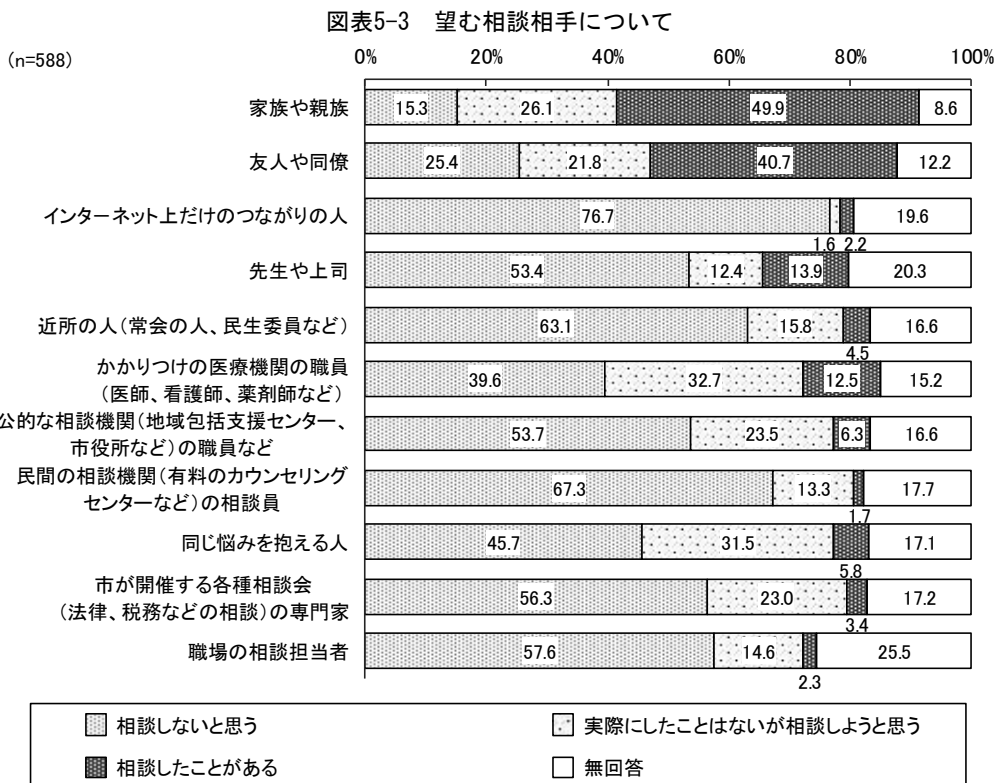
さらに、「自殺」についてどのように思うかの中で、「自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している」に対して、「そう思う」と「ややそう思う」の合計が63.2%となっています（P20、図表5-1）。

一方で、身近な人がいつもと違って辛そうに見えた時の対応の中で、「相手が相談してくるまで何もしないで待つ」は「よくする」と「時々する」の合計が36.2%となっています（図表5-4）。

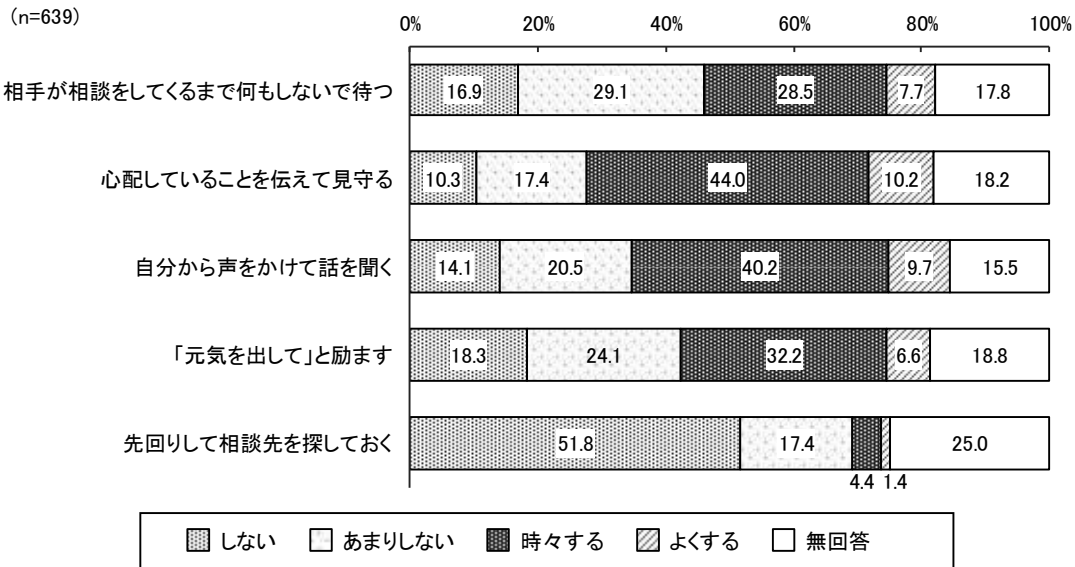
■取組の方針

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺に関する正しい知識を知り、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材の育成に努めます。

また、自殺の要因は多岐にわたることから、行政や関係機関、民間団体が協働し、地域や学校、職場等、様々な場面で自殺を予防するための人材の確保と養成を図ります。



図表5-4 身近な人がいつもと違って辛そうに見えた時の対応



■具体的な取組

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
精神保健対策（ゲートキーパー養成講座の開催）（自殺防止対策事業）	自殺のサインに気づくとともに、関わり方のポイントを学ぶ、ゲートキーパー養成講座を開催します。	地域包括支援センター 社会福祉協議会 薬剤師会 事業所 健康推進課	○	○	○
高齢者の自宅等への傾聴ボランティアの派遣	孤独感解消やこころが落ち着き、苦しみが軽くなるよう、傾聴ボランティアを高齢者の自宅等に派遣します。傾聴ボランティアの育成に努めます。	社会福祉協議会 地域包括支援センター 長寿介護課	○		
認知症についての啓発・人材育成	認知症サポーターやボランティアの養成・派遣、認知症についての啓発活動を行います。オレンジカフェを開催します。	社会福祉協議会 地域包括支援センター 長寿介護課	○		
ゲートキーパー養成講座・傾聴講座等の充実	市民がよりよい人間関係を築き、コミュニケーションの技術が習得できるようゲートキーパー養成講座、傾聴講座等を充実させます。	社会福祉協議会 健康推進課	○	○	○
ゲートキーパー養成講座の受講	つらい思いをしている人等に、早く気づき、話を聴き、見守り、相談機関へつなぐことができるよう、ゲートキーパー養成講座を受講します。	市民			
こころの健康サポーター活動の充実	こころの健康サポーター※の養成及びスキルアップ研修を実施します。	健康推進課	○	○	○

第5章 取組の実際

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
電話対応の研修の受講	相談対応者のスキルアップのため電話相談対応の研修を受講します。人材確保が困難なことから、実施方法について検討します。	NPO 法人ハートム			
SOSの受け止め方に関する教育	子どものSOSを受け止める方法について、保護者・地域の方（市民）に対し啓発・研修等を行います。	保健所 健康推進課			

■ 評価指標

項目	現状値	目標
関係部署、団体を対象としたゲートキーパー養成講座の開催	—	年2回
市民を対象としたゲートキーパー養成講座の開催	年3回	年2回
人材育成に関する研修会等のアンケートにおいて「理解度」について、肯定的な回答をする参加者の割合	—	80%以上
人材育成に関する研修会等のアンケートにおいて「満足度」について、肯定的な回答をする参加者の割合	—	80%以上
人材育成に関する研修会等のアンケートにおいて「受講後の意識の変化」について、肯定的な回答をする参加者の割合	—	80%以上

※こころの健康サポーター：市民のこころの健康づくりを支援する方、特定の研修会を修了した方のうち、小林市長の委嘱を受けた方

基本施策3 市民への啓発と周知

3- (1) 「こころの健康づくり」の推進

■現状と課題

「こころの健康に関するアンケート調査結果」によると、日ごろから感じることもある気持ちとして、「ちょっとしたことでイライラしたり不安に感じることもある」や「何をすることも面倒だと感じることもある」、「気分が沈み、気が晴れないように感じることもある」が多くなっています（図表5-5）。

また、自殺についてどのように思うかの中で、「自殺は本人の弱さから起こる」に対して、「そう思う」と「ややそう思う」の合計が22.0%「自殺を口にする人は、本当に自殺はしない」では18.1%となっています（図表5-6）。

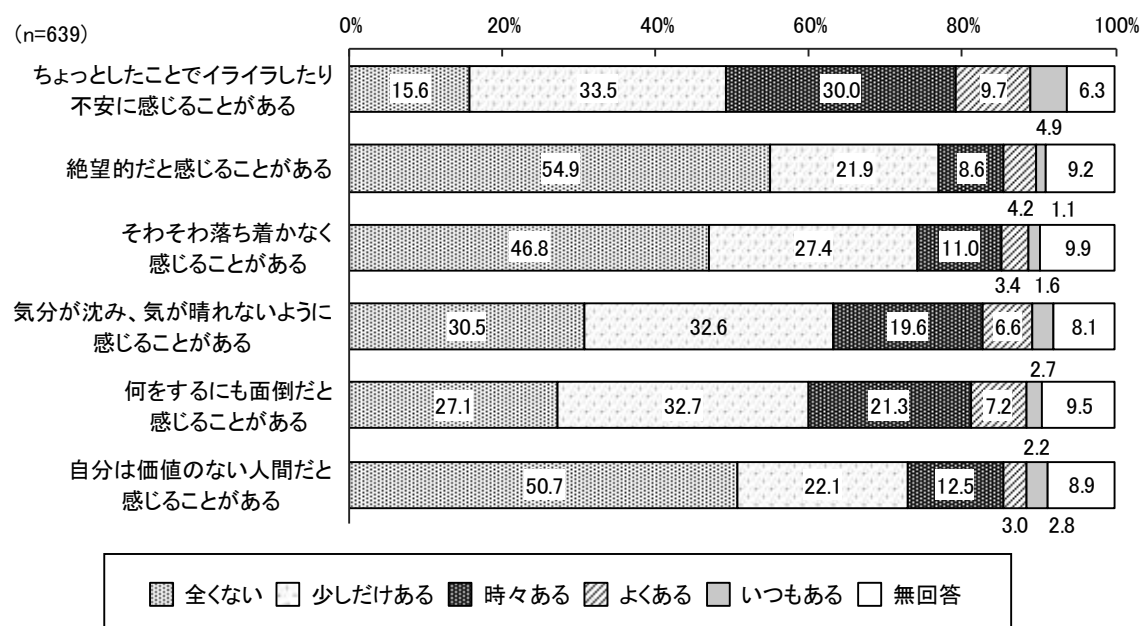
自殺に追い込まれる危機は、誰にでも起こり得ることですが、危機に陥った人の心情や背景は、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあって、理解されにくいという現実があります。

■取組の方針

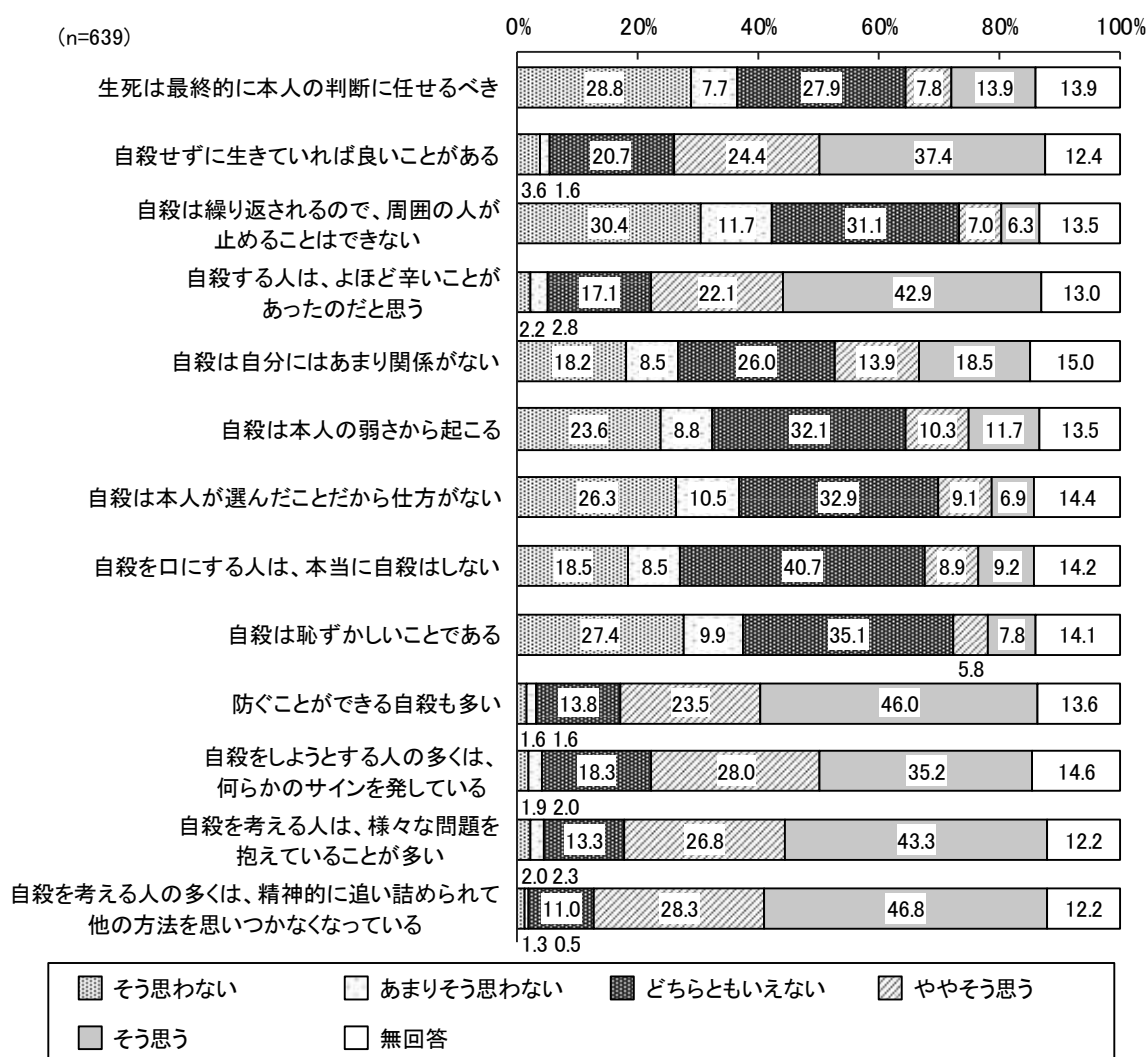
自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、普及・啓発活動を推進します。

また、社会における生きづらさは様々であることから、市民自らが、周囲の人間関係の中で、不調に気づき、助けを求めることが適切にできるための教育や啓発を図ります。

図表5-5 日ごろから感じることのある気持ち



図表5-6 自殺についてどのように思うか



■具体的な取組

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
こころの健康のパンフレット配布等	健（検）診など、様々な機会にこころの健康に関する啓発パンフレット、広報等による普及・啓発を実施します。気軽に相談に行こうと思えるよう内容を検討します。 商工会の店舗や公民館等様々な場所、機会にパンフレットを配布し、普及・啓発に努めます。 パンフレット設置(掲示)を検討します。	自殺対策協議会・部会・ワーキンググループ 薬剤師会 JA 事業所 保健所 市役所全課	○	○	○

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
自殺予防に関するPR活動の推進	自殺予防に関する、のぼり旗の設置やブルーTシャツの着用、啓発グッズ用品の配布、広報でのPR等を継続します。 自殺予防街頭キャンペーンを行います。	自殺対策協議会・部会・ワーキンググループ JA 保健所 商工会議所 事業所 薬剤師会 NPO法人ハートム	○	○	○
様々な機会での自殺予防の普及・啓発	地区の行事、救急講習時等に自殺予防の情報発信をします。	市民 消防署 区長会			
睡眠に関する普及・啓発	不眠とうつの関連等、関連パンフレットの配布等で、睡眠とこころの健康に関する普及・啓発を行います。 健康こばやし21（第二次）「こころの健康づくり」の推進の取組の中で総合的に取り組んでいきます。 支援者や住民向けの研修会の企画を行います。	自殺対策協議会・部会・ワーキンググループ JA 事業所 保健所 薬剤師会 市役所全課			
ストレスの解消法の普及・啓発	市民が自ら意識的に気分転換を図る方法を習得するため、正しいストレスの解消法の普及・啓発を行います。 研修等の開講を検討するほか、関連リーフレットの配布を継続します。 自殺予防週間にはストレス解消法を記載したものを所内に掲示する等して普及・啓発を行います。	自殺対策協議会・部会・ワーキンググループ 薬剤師会 JA 保健所 商工会議所 事業所 市役所全課			
からだの健康の増進	特定健診の受診率の向上や介護予防教室などにより、からだの健康増進を図ります。 今後も住民への受診勧奨を継続します。	社会福祉協議会 保健所 ほけん課 長寿介護課 健康推進課			
社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行を防止し、立ち直りを地域で支える社会を明るくする運動を継続します。 今後も、犯罪や非行を犯した人たちからの相談を受け、社会復帰の手助けをしていきます。	保護司会 更生保護女性会 警察署 福祉課			
自殺に関する情報収集	各種統計を活用し、自殺の現状の把握に努め、情報を提供します。	保健所 警察署 健康推進課			

第5章 取組の実際

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
自殺対策を行っている団体・活動の周知	大切ないのちを守るため、自殺対策を行っている団体・活動についての周知を図ります。 相談があった際には、適切な支援が継続できるよう専門機関へつなぎます。	自殺対策協議会・部会・ワーキンググループ			
自殺防止キャンペーンの実施	自殺防止キャンペーンを毎年実施し、問題の周知や啓発を行います。	健康推進課			
生きがいつくりの推進	多種多様化する学習ニーズに応えるための各種講座や教室、講演会等の充実に努めます。	社会福祉協議会 社会教育課 スポーツ振興課			
こころの健康づくりの啓発イベントの開催	支援者や市民へこころの健康づくりに関する普及・啓発、こころの健康づくりに関する講演会を実施していきます。	市民（参加者） NPO法人ハートム 保健所 市民課 長寿介護課 健康推進課	○	○	○
こころの健康づくりの健康教育・事業へ講師の派遣	地域のサロンや職場の研修等、こころの健康づくりに関する事業への講師の派遣を行います。	西諸医師会 保健所 健康推進課			
あいさつ運動の推進	地域の人の間であいさつを積極的に交わし、交流を行いやすくなるような雰囲気をつくります。（声かけ運動の推進） 「1日30人と話そう会」	市民 学校 各地区 小林市地域婦人連絡協議会 NPO法人ハートム			
アルコールの知識の普及・啓発	適切なアルコールとの付き合い方、飲酒と自殺の関連について講演会の開催や、リーフレットの配布等、知識の普及・啓発を行います。	自殺対策協議会・部会・ワーキンググループ JA 事業所 保健所 薬剤師会 健康推進課			
節度ある適度な飲酒の実行	節度ある適度な飲酒を心がけ、自分にあったアルコールとの付き合い方に努めます。	市民			
保護者や教師向けの講座の開講	保護者や教師など子どもを取り巻く大人に対する傾聴講座、ゲートキーパー養成講座を行います。	学校教育課 健康推進課			
企業での各種講座の開講の支援	企業の社員や市役所の職員に対する傾聴講座、ゲートキーパー養成講座を実施・継続します。	社会福祉協議会 商工会議所 JA 事業所 市役所全課			

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
介護予防事業の推進	在宅介護支援センターや民生委員・区長等からの情報を活用し、閉じこもりやうつ、栄養改善等の何らかの問題を抱えた高齢者を早期に把握し、介護予防活動へつなげます。	社会福祉協議会 長寿介護課	○		
行政の情報提供・広聴に関する事務（広報等による情報発信）	行政に関する情報や生活情報等を、市のホームページやフェイスブック等で発信します。	地方創生課 健康推進課			
交流行事の充実	参加しやすい地域行事を行い、地域の交流を図ります。	市民 きずな協働体 地域振興課	○		
スポーツを通しての地域交流の推進	スポーツで体を動かし、からだところの健康の増進を図りながら、地域の交流を深めるために、スポーツ大会の開催等、スポーツの振興を行います。	区長会 市民 きずな協働体 スポーツ振興課 地域振興課	○		
職場見学・職場体験学習の推進	児童・生徒が、子どもの頃から、職場見学や職場体験学習（インターンシップ）を受けられる機会を提供します。	市民 社会福祉協議会 商工会議所 JA 学校教育課			

3- (2) 「こころの病気」の知識の普及・啓発

■現状と課題

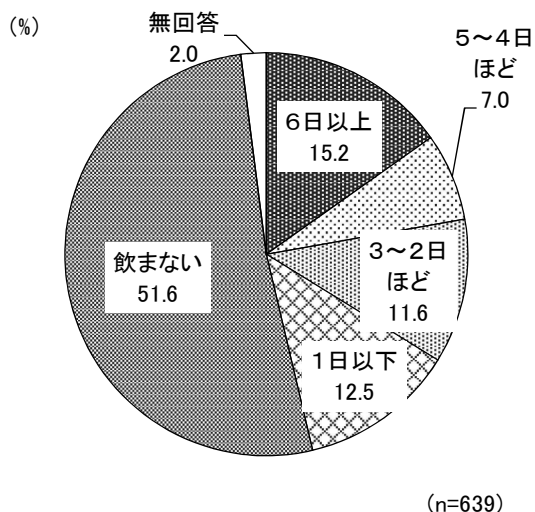
アルコールと自殺の関連については、多量飲酒が自殺の危険性を高めること、アルコールが自殺への衝動性を高めることなどが指摘されています。「こころの健康に関するアンケート調査結果」によると、本市では、1週間のうちにアルコールを飲んでいる日数が「6日以上」が15.2%となっています（図表5-7）。また、飲むと答えた人で、焼酎に関してどれくらい飲んでいるかについては『2合以上』が16.5%となっています（図表5-8）。

また、高齢者は、慢性疾患による身体的な苦痛や将来への不安、身体機能の低下に伴う社会や家庭での役割の喪失感、近親者の喪失体験、介護疲れ等によるうつ病も多いと指摘されています。本市は、自殺対策の重点的取組対象の一つとして「高齢者対策」が挙げられています。

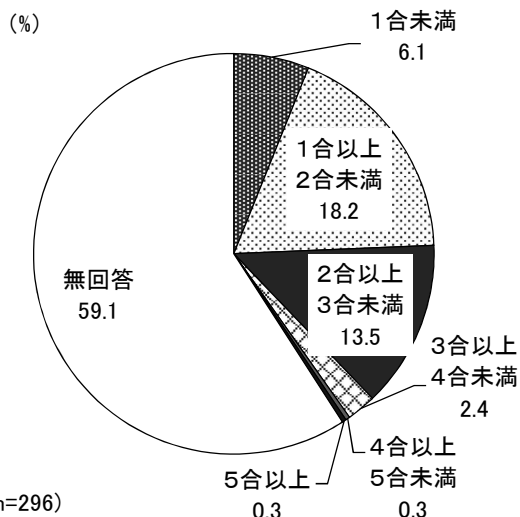
■取組の方針

問題を抱える人に早い段階で、専門家への相談や社会的な支援の手が届くことにより自殺を防ぐことが可能になります。自殺や、ライフサイクル特性に応じた精神疾患に対する偏見をなくしていくとともに、自殺の危機を示すサインや対応方法等について市民の理解を促進します。

図表 5-7 日頃からお酒を飲んでいる人の1週間の飲酒の日数について



図表 5-8 1週間の飲酒量（焼酎）



■具体的な取組

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
高齢者のうつ予防、閉じこもり予防の普及・啓発	介護予防講座等を通じて、うつ予防、閉じこもり予防の普及・啓発を行います。	地域包括支援センター 社会福祉協議会 須木庁舎 住民生活課 野尻庁舎 住民生活課 長寿介護課 健康推進課	○		
うつ病に対する普及・啓発	うつ病にかかった人、うつ病が疑われる人に対する正しい対応の仕方を講演会、健康教育、シンポジウム等、様々な機会に普及・啓発を行います。	自殺対策協議会・部会・ワーキンググループ ゲートキーパー 保健所 市役所全課			○
アルコール家族教室の実施	アルコールで悩んでいる家族が悩みや苦しみを話し合い、アルコール依存症についての正しい知識を得るため、アルコール家族教室を行います。 また、一般住民を含めたオープンミーティングを開催しアルコール依存症に関する知識の普及・啓発を強化していきます。	保健所 健康推進課			
DV対策としての講演会	デートDVに関する講演会やワークショップ、DV防止の普及・啓発活動を行うとともに、DVの被害者への的確な支援を行います。	市民課			
断酒会の普及・啓発	アルコールに起因する諸問題を解決するため、断酒会と連携して普及・啓発を行います。	断酒会 保健所 健康推進課			

■評価指標

項目	現状値	目標
自殺対策啓発展示場所の数	6か所	12か所
AUDIT（アルコール使用障害スクリーニング）の実施率	—	80%
こころの健康セミナーの開催	年1回	年2回

基本施策4 生きることの促進要因への支援

4-（1）相談・支援体制の強化

■現状と課題

社会的要因を含む様々な要因（孤立、育児不安、不登校、介護、障がい、生活困窮、慢性疾患等）から自殺の危険性が高まっている人に対し、社会的な支援の手を差し伸べることにより、自殺を防止することが必要です。そのため相談支援体制を強化し、さらに、複雑化する問題に対して連携を取りながら対応する体制の構築も重要となります。

■取組の方針

自殺対策と関連の深い様々な分野における相談支援体制の強化を幅広く推進します。また、取組の中では、必要に応じて適切な相談機関・窓口へと案内するとともに、相談者本人の意思を尊重しつつ相談機関・窓口間の連携や情報共有を図ります。

■具体的な取組

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
積極的な相談	困ったときには一人で悩まず相談するようにします。	市民	○	○	○
気になる人の見守り	周囲の人のうつ病のサインに気づいたら、精神科等の受診を勧めたり、各種相談窓口での相談を促します。	市民 各団体			
訪問相談の実施	各関係機関と連携した相談支援を実施します。	民生委員・児童委員 地域包括支援センター 健康推進課	○	○	
高齢者の巡回相談支援の実施	悩みや不安を解消するため、各地区を巡回して高齢者の相談支援を行います。	社会福祉協議会	○		
子育てに関する相談支援の充実・相談しやすい環境づくり	子育て中の保護者などへ傾聴などの相談支援を行います。	保健所 民生委員・児童委員 須木庁舎 住民生活課 野尻庁舎 住民生活課 学校教育課 子育て支援課 健康推進課			
電話・面接相談の推進	市民が悩みや不安を解消できるよう、電話・面接相談事業を行います。	保健所 NPO法人ハートム 須木庁舎 住民生活課 野尻庁舎 住民生活課 健康推進課			○
各種専門相談員による相談の実施	臨床心理士や行政相談委員、人権擁護委員等による相談を継続します。	地域包括支援センター 市民課			

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
司法書士による法律相談の実施	債務整理、任意整理、多重債務の相談、民事一般問題の法律相談を行います。	司法書士			○
悩み事一斉相談の充実	スムーズな問題解決が図れるよう、悩み事一斉相談の充実を図ります。	福祉課 健康推進課			
こころの健康相談の実施	市民のこころの健康に関する相談を継続します。	保健所 健康推進課			
多職種による相談支援	健康問題を解決するため、多職種による相談支援を行います。	西諸医師会			
障がい者への支援の充実	手帳・医療制度、手当、年金制度、福祉サービス、各種控除・減免・割引制度、相談体制の整備など、障がい者への支援を充実します。	保健所 社会福祉協議会 民生委員・児童委員 須木庁舎 住民生活課 野尻庁舎 住民生活課 福祉課 健康推進課		○	
経済問題への相談支援	自殺の原因となる経済問題の改善のため、早期に発見介入できるよう、生活自立支援相談センターについての普及・啓発と経済苦等の問題への相談支援を行います。	社会福祉協議会 商工会議所 事業所 弁護士 司法書士 税務課 市民課 須木庁舎 住民生活課 野尻庁舎 住民生活課 福祉課	○	○	○
支援が必要な人の現状把握及び相談支援	自殺を防ぐため、随時支援が必要な人の現状を把握し、相談支援を継続します。	市民 自殺対策協議会・部会・ワーキンググループ			
おくすりホットライン・おくすり相談窓口	薬に対する不安の軽減に努めます。	薬剤師会 健康推進課 ほけん課			
女性相談所の啓発普及	公共施設の女子トイレにポスターを掲示するなど、相談窓口の周知を図ります。 高校生等の若年層に向けてデートDVなどについての啓発・教育を行います。	市民課 健康推進課			
配偶者暴力相談支援センターの啓発普及	配偶者や同居の恋人等の親密な関係の相手からの暴力に関する相談への対応を行います。	市民課			

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
病気の人への支援	病気の悩みに関する相談支援を充実させます。 当事者会や家族会の開催実施を検討していきます。	西諸医師会 保健所 ほけん課 須木庁舎 住民生活課 野尻庁舎 住民生活課 健康推進課			
基本チェックリスト該当者への訪問活動の継続	介護予防事業における、基本チェックリスト該当者への訪問活動を継続します。	地域包括支援センター 長寿介護課	○		
ハイリスク者の把握	医療機関や住民に対して、リーフレットを配布し、事業の周知を図り、ハイリスク者の支援を行います。	保健所 地域包括支援センター 健康推進課	○	○	○
ハイリスク者への対応	多職種と連携し、生活の自立や福祉・経済に関する相談など適切な支援を行います。	保健所 警察署 社会福祉協議会	○	○	○
精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進	精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進や地域の中で自立した生活を営めるよう、関係機関と連携し、継続的な支援を行います。	西諸医師会 保健所 警察署 健康推進課 福祉課			
社会復帰支援	地域で生活する精神障がい者に対し、病状悪化による問題行動やトラブル発生等を防ぐために集中的な支援を行います。	西諸医師会 保健所 健康推進課 福祉課			
適応指導教室「ふれあい学級」での教育相談	市適応指導教室「ふれあい学級」で、通級している児童・生徒に寄り添い、教育相談を行います。	学校教育課			
スクールカウンセラー等による相談の充実	保護者や学校がスクールカウンセラー等と連携し、相談を充実させます。	市民 学校教育課			
母子保健妊婦全数面接	妊娠届の提出時に保健師等が相談対応やサービス紹介等を行います。	健康推進課			
子育て世代包括支援センター	妊娠中から子育て世代の市民に対して切れ目ない相談・支援を実施します。	健康推進課 子育て支援課			
妊産婦健康診査の実施	母子健康手帳交付時、妊産婦健康診査受診券を交付し、受診勧奨を実施します。	健康推進課			
子育て親子向け施策	子育て親子に交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談、情報提供、講習会等を実施します。	健康推進課 子育て支援課			
退職者の社会参加の推進	退職した人が社会に関わる手助けを行います。 ボランティア募集という形で連絡協議会との連携を図ります。	社会福祉協議会 シルバー人材センター	○		

4- (2) 自殺未遂者への支援

■現状と課題

本市の自殺者のうち、自殺未遂歴の「あり」の割合は、全国・宮崎県よりも低くはなっていますが、男性は13.9%、女性は12.5%と約1割を占めています。(P11、図表2-9)

自殺未遂者は、未遂を繰り返しながら、既遂へつながるといわれており、再度の自殺企図を防ぐ取組が重要です。そのためには、救急医療機関における身体・精神科的治療とともに、自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題等、様々な問題に対して包括的に対応する必要があります。

■取組の方針

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための支援を行います。

■具体的な取組

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
相談等各種支援の情報提供	自殺未遂者向けに、相談窓口を網羅したリーフレットを配布する等、必要な情報を提供します。	西諸医師会 保健所 消防署 警察署 健康推進課	○	○	○
自殺未遂者・家族への支援	自殺未遂者とその家族へのこころのケア等の支援を行います。 各関係機関が連携して相談支援を行います。 継続的・包括的支援を行います。	西諸医師会 保健所 消防署 警察署 地域包括支援センター 健康推進課 福祉課	○	○	○
自殺未遂者への相談支援体制の充実	関係団体・関係行政機関間のネットワークを構築して、自殺未遂者に対する相談体制を充実させ、継続的なケアができるよう努めます。 自殺未遂者支援に関する研修会を企画し、支援者のスキルアップを図ります。	西諸医師会 保健所 消防署 警察署 地域包括支援センター 健康推進課	○	○	○

4- (3) うつ病対策

■現状と課題

自殺した人のこころの健康状態をみると、様々な悩みにより、心理的に追い詰められた結果、うつ病等の精神疾患を発症し、正常な判断ができない状態となっていることが明らかになっています。世界保健機関では、うつ病等の早期発見、早期治療に取り組むことにより、自殺を防ぐことができるとしています。うつ病のサインに気づいたときに、自殺防止につなぐことのできる仕組みづくりが必要です。

■取組の方針

うつ病が疑われる人の早期発見・早期治療のための機会の設定や体制の整備、ハイリスク者への支援を行います。

■具体的な取組

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
うつ病に対する普及・啓発	うつ病にかかった人、うつ病が疑われる人に対する正しい対応の仕方を講演会、健康教育、シンポジウム等、様々な機会を捉えて普及・啓発を行います。 医療機関や住民向けに、うつ病に関する研修会や講演会の開催を検討します。	自殺対策協議会・部会・ワーキンググループ ゲートキーパー 市役所全課	○	○	○
うつスクリーニングの実施	あらゆる機会であらゆる機会であらゆる機会で行い、早期発見・早期治療につなげます。	社会福祉協議会 地域包括支援センター 健康推進課	○	○	○
かかりつけ医と精神科医との医療連携体制の強化	うつ病の早期発見のために、かかりつけ医から精神科医につなぐ、うつ病医療体制づくりを支援します。	西諸医師会 保健所	○	○	○
妊娠中からの切れ目のない支援	産後うつのフォローや、育児相談など親子の生活上の問題に関する相談に応じ、必要があれば関係機関や社会資源につなげます。	子育て世代包括支援センター 健康推進課			

4- (4) 遺族への支援

■現状と課題

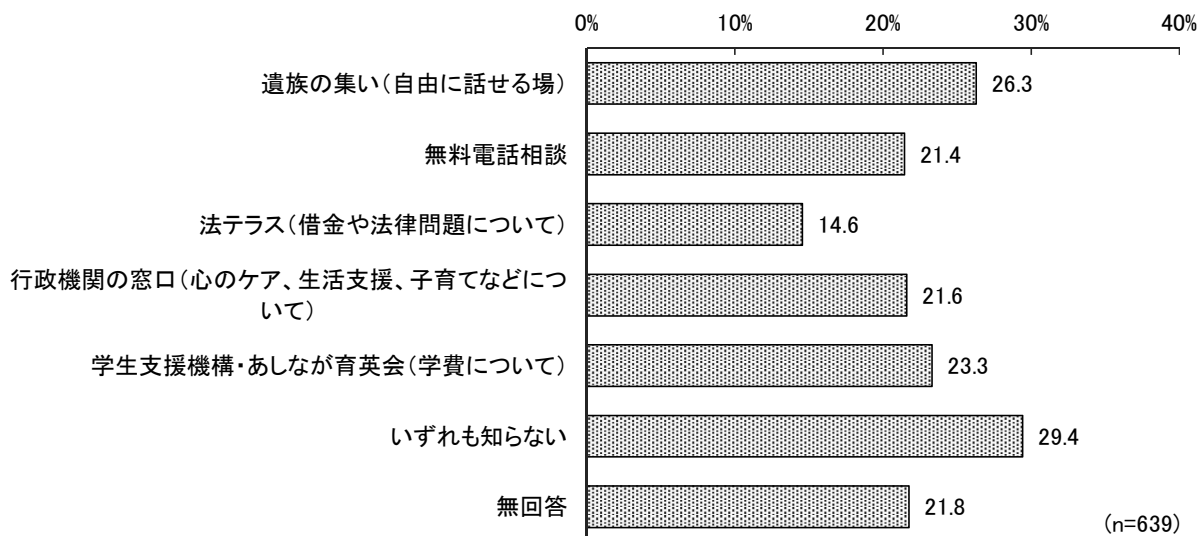
本市の自殺者の半数以上は同居人がいる現状にあります（P10、図表2-6）。また、「このころの健康に関するアンケート調査結果」によると、身近な人を自殺で亡くした遺族（以下、自死遺族とする）への支援の認知度について、「いずれも知らない」が29.4%と最も高くなっています（図表5-9）。

1人の自殺によって、少なくとも周囲5人から10人の人たちに深刻な影響を与えられているとされており、自死遺族は、健康不安、日常生活上の困難、保健医療、心理的、福祉、経済、法律等に関わる多様な問題を複合的に抱える可能性が高くなります。このため、自死遺族への早期からの適切な支援が重要となります。

■取組の方針

自殺が起きた後の事後対応として、自死遺族に対する支援を行うとともに、必要な情報提供を推進します。

図表5-9 身近な人を自殺で亡くした遺族への支援についての認知度



■具体的な取組

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
自死遺族への相談支援	自死遺族へのこころのケアを行います。	西諸医師会 保健所 警察署 健康推進課			
	相続等の法的手続きに関する相談を行います。	弁護士 司法書士 社会福祉協議会			
講演会等の開催	自死遺族向け講演会等の開催を継続します。 関係機関職員、一般住民を対象に自死遺族支援研修会や講演会を企画します。	保健所			
自死遺族のつどい	自死遺族のつどいを周知し、継続して開催します。	保健所			

4- (5) 居場所づくりの推進

■現状と課題

自殺対策では、これまでの「生きることの阻害要因」の減少に加え、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要といわれています。

そのため、子どもから高齢者まで、誰もが、誰からも拒否されたり、無視されたりしないで、安心して過ごせ、必要なときには支援につなぐことのできる居場所づくりが大切です。

■取組の方針

子どもから高齢者まで誰もが参加しやすく、また、生きづらさを抱えた人や孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、地域とつながり、支援とつながることができるよう、居場所づくりの取組を進めます。

■具体的な取組

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
子ども食堂	子ども食堂を利用する子どもを見守り、家庭環境などの異変にいち早く気づけるよう努めます。	社会福祉協議会		○	
子育て支援センター	学校や家庭以外のつながりの場とするほか、子どもや地域で子育てをしている方の居場所、気軽に相談できる場になるよう努めます。	子育て支援課			
茶飲ん場等居場所づくりの整備	地域の人との交流による安心して過ごせる居場所の提供に努めます。茶飲ん場やいきいきサロン等を各地区で開き、サロンがない地域でのサロン立ち上げ支援を推進します。	社会福祉協議会 NPO法人ハートム 長寿介護課	○	○	
公園の整備	安心して過ごせる公園づくりを行います。	建設課 子育て支援課			

4- (6) 支援者支援の推進

■現状と課題

「こころの健康に関するアンケート調査結果」によると、悩みやストレスを感じた時の相談相手として、「家族や親族」、「友人や同僚」の割合が高くなっています。(P24、図表5-3 望む相談相手について)

■取組の方針

悩みを抱える人だけでなく、悩みを抱える人を支援する家族や地域の支援者が孤立しないよう体制を構築し、支援を推進します。

■具体的な取組

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
介護者への支援	介護者の負担を軽減させるため、介護者の集いを定期的で開催し、介護者に対する支援制度等を周知し、相談対応の更なる充実を図ります。 認知症高齢者やその家族、地域住民、専門職等が集い交流する認知症カフェについては、新たな相談や交流の場として普及と定期的な開催を続けるよう努めます。	社会福祉協議会 地域包括支援センター 長寿介護課	○		
家族介護講習会等開催事業	家族介護講習会により介護技術を習得し、介護負担の軽減を図るとともに、交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援します。	社会福祉協議会 地域包括支援センター 長寿介護課			
高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行います。	地域包括支援センター 社会福祉協議会 西諸医師会 警察署 健康推進課 長寿介護課	○		
精神障がい者家族向け講演会・交流会	精神障がい者の家族を対象に、交流会や講演会を実施します。	保健所 健康推進課 福祉課			
対応困難事例や精神障がい者と家族への個別支援の充実	対応困難事例や精神障がい者(疑い含む)及びその家族への個別支援の充実を図ります。	保健所 健康推進課 福祉課			

4- (7) 勤務問題への取組

■現状と課題

「こころの健康に関するアンケート調査結果」によると、ストレスの原因について、「勤務関係の問題」は「現在ある」と「かつてあったが今はない」の合計が27.5%となっています（図表5-10）。

また、国の作成した地域自殺実態プロファイルにおいては、本市の重点的な対策の必要な対象の一つとして「勤務問題」が挙げられています。しかし、市内事業所従業員規模の割合をみると、メンタルヘルス対策が義務化されていない従業員50人未満の小規模事業所が多いことから実態を把握しにくい現状となっています（図表5-11）。

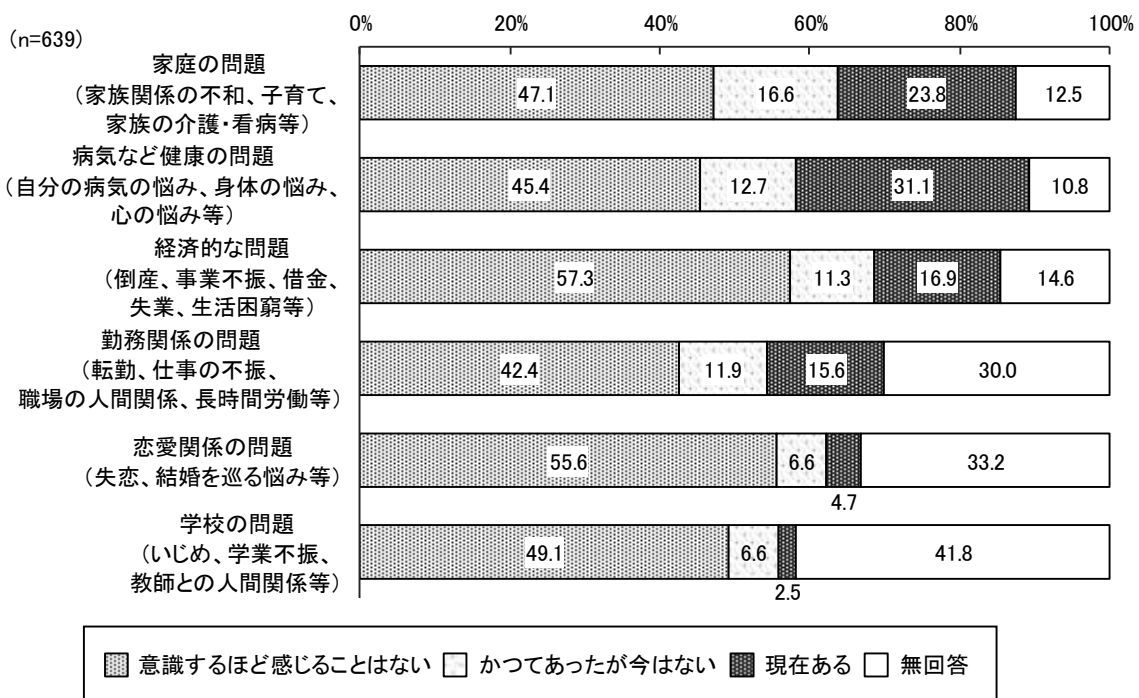
勤務問題については、長時間労働やハラスメント、職場の人間関係等を原因とする不安やストレスを感じている人が多いとされており、職場環境の改善やメンタルヘルス対策が重要です。また、ストレスによるうつ病が多いことからうつ病の早期発見、早期治療も大切となります。

■取組の方針

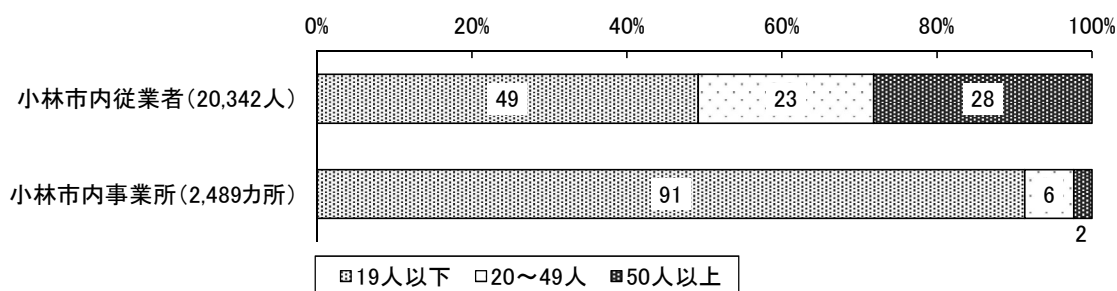
職場環境の改善やメンタルヘルス対策についての普及・啓発や、相談体制について整備します。また、職場の同僚や上司、家族など周囲の人の早期の気づきを促す取組を行います。

なお、取組については、国や宮崎県の動向を踏まえるとともに、関係機関や事業所等と連携を図りながら実施します。

図表5-10 ストレスの原因について



図表 5-11 市内事業所従業員規模の割合について



■具体的な取組

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
長時間労働・過重労働削減の推進	長時間労働・過重労働のない職場環境づくりに努めます。	市民事業所 JA			○
職場内コミュニケーションの活性化	よりよい人間関係を築くため、職場内でコミュニケーションを大事にします。	市民事業所 JA			○
職場におけるメンタルヘルス研修の実施	早期に職員の変化に気づき、職場全体で対応できるように職場におけるメンタルヘルス研修会を行います。	市民事業所 JA			○
職場における相談支援体制の充実	傾聴講座の受講などに対して支援を行います。	事業所 JA			○
医療機関の紹介	こころの不調がみられる人に医療機関を紹介します。	事業所 JA 保健所 西諸医師会 健康推進課			○
産業医の資質の向上	産業医向けのこころの健康づくりに関する研修の充実を図ります。	西諸医師会			○
学校職員への健康教育	学校職員へのメンタル不調の未然防止のための健康教育を実施します。	健康推進課			○
職員の健康管理事務	職員の心身の健康を保持するため、健康相談や健診後の事後指導などを行います。	総務課			○

【評価指標】

項目	現状値	目標
うつスクリーニング要フォロー者の実施率	100%	100%
職域でのメンタルヘルス健康教育の実施	1回	年3回
サロンでの茶飲ん場機能の実施率	—	100%
茶飲ん場の開設数	7カ所	10カ所

基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

5-（1）児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の充実と環境づくり

■現状と課題

学校では、家庭や地域との連携により、児童・生徒がいのちの大切さを実感できる教育だけでなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（「SOSの出し方に関する教育」）を推進することが求められています。

■取組の方針

小・中学校において、いのちの大切さを学ぶ機会を通し、児童・生徒が「かけがえのない個人」として、自己肯定感を高め、共に尊重し合いながら生きていくことについて考え、困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人（親・教職員・地域の相談窓口等）に助けの声を上げられることを目指します。

また、児童・生徒が出したSOSに気づき、どのように受け止めるか等について、児童・生徒と日々接している学級担任や養護教諭をはじめとした教職員等への普及・啓発を図ります。

なお、実施方法や実施内容については、国の動向を踏まえるとともに、学校・家庭・地域による連携を図ります。

■具体的な取組

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
不登校児への支援	不登校になった児童・生徒へ各種支援を行います。 不登校の解決に向けて学校、家庭及びスクールカウンセラー等関係機関との連携強化を図ります。	市民 学校教育課 家庭相談室			
いのちの教育の機会の提供	児童・生徒が、子どもの頃から、家庭、学校、地域において、いのちの大切さについて学習する機会を提供します。	市民 市民課 各小中学校 須木庁舎 住民生活課 野尻庁舎 住民生活課 学校教育課 健康推進課			

第5章 取組の実際

事業・取組	施策内容	団体・担当課 * 順不同	重点施策		
			高齢者	生活困窮者	勤務・経営
ストレスへの対処法を学ぶ機会の提供	児童・生徒が、大小様々にあるストレスに直面したときの対処方法を身につけるための教育を推進します。児童・生徒からのシグナルがあった場合には、関係各課と連携して対応します。	市民 市民課 須木庁舎 住民生活課 野尻庁舎 住民生活課 学校教育課 子育て支援課 健康推進課			
各種教育活動の充実	道徳教育やふるさと教育、福祉教育等の充実を図ります。	各小中学校 学校教育課			
いじめ防止の啓発	いじめ防止に関する研修会を実施し、いじめ防止に関する意識を高めます。	学校教育課			
いじめの早期発見・早期対応	「いじめに関するアンケート調査」等を実施し、いじめの実態把握を行い、早期発見・早期対応に努めます。	市民 各小中学校 学校教育課			
インターネット・携帯電話等に関する啓発	児童・生徒が、インターネットや携帯電話などの正しい使い方について学ぶ機会を提供します。保護者に対する、携帯電話やインターネット等のフィルタリングの普及を図ります。	市民 学校教育課 社会教育課			
悩み事・教育相談等の実施	問題を抱えている児童・生徒の、早期発見・早期対応に努めます。	各小中学校			

【評価指標】

項目	現状値	目標
「いのちの授業（SOSの出し方教育）」の実施	1回	年3回

第6章 生きる支援関連施策

小林市では、庁内全課が連携して、市民の大切ないのちを支えるため支援していきます。

■「生きる支援施策」一覧（所属別）

部局	課	No.	自殺対策の視点を加えた事業内容	事務事業名	基本施策	重点施策
総務部	総務課	1	職員研修の一つとして、メンタルヘルスやクレーム対応等に関する研修を実施します。	職員研修事業	4-(7) 勤務問題	
		2	住民からの相談に応じる職員の心身の健康保持増進を図るため、職員のストレスチェックを実施し、うつ病等の早期発見、早期治療を支援します。	職員に対するストレスチェック事業・メンタル相談事業	4-(3) うつ病対策	勤務・経営
		3	病気等の早期発見、早期治療に努め、職員の健康の保持増進を図ります。	職員に対する人間ドック補助事業・健康診断事業	3-(1) こころの健康づくり	勤務・経営
		4	職員の健康管理に対する意識向上を図ります。	朝のラジオ体操運動事業	3-(1) こころの健康づくり	勤務・経営
		5	早めの退庁を促すことで、職員の健康管理に対する意識向上に努めます。	ノー残業デーの実施事業	4-(7) 勤務問題	勤務・経営
	危機管理課	6	危機発生時における「被災者のこころのケア」について、防災情報誌に掲載します。	地域防災対策費	3-(1) こころの健康づくり	
総合政策部	企画政策課	7	回覧板を利用した自殺対策のPRを実施します。	自治会活動推進事業	1-(2) 相談窓口	
		8	地域公共交通機関への自殺対策ポスター等の掲示により、市民に対する啓発を図ります。	地域交通機関運行維持対策事業	3-(1) こころの健康づくり	
		9	市民活動支援センターに、自殺対策に関するリーフレットを配布し、市民に対する啓発を図ります。	市民活動支援センター運営事業	3-(1) こころの健康づくり	
		10	市民活動団体として登録している各団体のリーダーにゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	市民活動支援センター運営事業	2-(1) 人材育成	
		11	広域で自殺対策に取り組めるよう「にしろ定住自立圏共生ビジョン」に盛り込み、推進を図ります。	広域連携推進事業	1-(1) ネットワーク	高齢者
		12	きずな協働体、自治会、自治公民館活動に自殺対策を盛り込んだリーフレットの配布や、各地域単位での「こころの健康づくり研修会」の開催を促します。	校区協議会設立事業	3-(1) こころの健康づくり	高齢者

第6章 生きる支援関連施策

部局	課	No.	自殺対策の視点を加えた事業内容	事務事業名	基本施策	重点施策
総合政策部	地方創生課	13	広報を活用し、自殺対策関連の情報を掲載することにより、住民への施策の周知と理解の促進を図ります。	広報広聴事業 (広報等による情報発信)	3-(1) こころの健康づくり	
		14	ホームページに自殺対策等自殺関連の情報を掲載することにより、住民への施策の周知と理解の促進を図ります。	広報広聴事業 (広報等による情報発信)	3-(1) こころの健康づくり	
		15	出会いの機会を創出することで悩みを打ち明けられる人間関係の構築につながる、自殺対策に関するリーフレットの配布等を実施します。	総合戦略推進事業 (出会い創出事業)	3-(1) こころの健康づくり	
		16	在住外国人、外国にルーツをもつ児童・生徒の孤立を防ぐため、体制づくりを図ります。	国際化推進事業 (多文化共生事業)	5-(1) SOSの出し方	
経済部	農業振興課	17	公園・林道等において、のぼり旗等を設置して自殺対策に関する普及・啓発を図ります。	農村施設管理運営事業 林道維持管理事業	3-(1) こころの健康づくり	
		18	SAP会議認定農業者会総会・会議時等において、自殺対策に関するリーフレットや「こころの電話帳」相談先一覧表等の配布を行います。	農業経営の世代交代対策事業 認定農業者会運営事業 人・農地プラン(農地集積組合)に関する事業 農産園芸振興対策事業	1-(2) 相談窓口	勤務・経営
		19	園芸組織活性化大会やメロンマンゴフェア時における啓発活動(資料配布・ブースの展示など)を実施します。	農産園芸振興対策事業	3-(1) こころの健康づくり	
	畜産課	20	問題を抱えている農家に対して、適切な相談窓口へつなぎます。	各種購入資金貸付事業	4-(1) 相談支援	
		21	関係機関と連携しながら市内畜産振興会・各種部会を通して営農相談会等の際、自殺対策に関するリーフレット等の配布を実施します。	畜産振興会運営事業	3-(1) こころの健康づくり	
		22	指定管理者と連携し、小林市営牧場を活用した就労支援に努めます。	牧場管理運営事業	4-(7) 勤務問題	勤務・経営
	商工観光課	23	地域雇用力のある企業、地域資源を活用する企業等の立地を支援し、新規雇用者の増加と若年層の就労支援を行います。	就職説明会 企業誘致推進事業	4-(1) 相談支援	生活困窮
		24	融資の機会を通じて、問題を抱えている企業へは、適切な支援先へとつなぎます。	金融制度対策事業	4-(1) 相談支援	勤務・経営
		25	経営者支援セミナーにおいて、メンタルヘルス、相談窓口案内等の自殺対策に関連するリーフレットを配布します。	地域産業の育成・発展 (経営者支援セミナー等)	3-(1) こころの健康づくり	勤務・経営
市民生活部	市民課	26	窓口職員にゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。問題に気づき、必要があれば他の支援機関へとつなぐ等の対応を図ります。	住民への相談事業	2-(1) 人材育成	

部局	課	No.	自殺対策の視点を加えた事業内容	事務事業名	基本施策	重点施策	
市民生活部	市民課	27	死亡届受理の際に配布する各種手続き案内に「こころの電話帳」も同時に配布します。	住民への相談事業	4 - (4) 遺族支援		
		28	国民年金保険料の納付を滞納している方の中には、経済的に困窮し、払いたくても払えないという方もいるため、必要に応じてほかの相談窓口を案内することで、支援へつなぎます。	国民年金受付・相談事業	1 - (2) 相談窓口	生活困窮	
		29	人権啓発リーフレットを配布することで、子ども・女性・高齢者・障がい者など様々な人権問題について知り、生きることの包括的支援について考える機会とします。	人権啓発事務 (人権啓発事業)	3 - (1) こころの健康づくり		
	生活環境課	30	公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処しながら、適切な相談窓口へつなぎます。	公害・環境関係の苦情相談	4 - (1) 相談支援		
		31	職員は、ゲートキーパー養成講座を受講します。	公害・環境関係の苦情相談	2 - (1) 人材育成		
	税務課	32	納税が困難であると相談があった場合、経済的に困窮し、払いたくても払えないという方には、必要に応じてほかの相談窓口を案内することで、支援へつなぎます。	納税相談	4 - (1) 相談支援	生活困窮	
		33	徴収担当職員がゲートキーパー養成講座を受講することで、気づき、つなぐ役になれるよう努めます。	納税相談	2 - (1) 人材育成	生活困窮	
	ほけん課	34	保険税(料)の滞納をしている方の中で、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えている人に、早く気づき、適切な相談窓口へつなぎます。	賦課徴収事務 徴収事務(後期高齢者)	4 - (1) 相談支援	生活困窮	
		35	窓口職員・徴収嘱託員等にゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。問題に気づき、必要があれば他の支援機関へつなぐ等の対応を図ります。	賦課徴収事務 徴収事務(後期高齢者)	2 - (1) 人材育成	生活困窮	
		36	重複頻回者指導のための訪問時、必要に応じて相談窓口につなぎます。	生き生き国保推進事業	4 - (1) 相談支援	生活困窮	
	健康福祉部	福祉課	37	生活保護受給者が自立した生活を送れるよう日々の支援に努め、問題状況について、必要に応じて適切な支援先につなぎます。	生活保護各種扶助事務	4 - (1) 相談支援	生活困窮
			38	就労することで地域や社会との関わりをもつことができるように支援します。	被保護者就労支援事業	4 - (1) 相談支援	生活困窮
39			生活困窮者からの相談に対応し、その自立に向けたプラン作成等の支援とともに、必要に応じ他の相談機関と連携して自立支援を行います。	生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	4 - (1) 相談支援	生活困窮	
40			離職により、住宅を失った方、または失うおそれのある方が安定した就職活動ができるように家賃相当の給付金を支給します。	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	4 - (1) 相談支援	勤務・経営	

第6章 生きる支援関連施策

部局	課	No.	自殺対策の視点を加えた事業内容	事務事業名	基本施策	重点施策
健康福祉部	福祉課	41	民生委員・児童委員はゲートキーパー養成講座の受講に努め、地域の相談・支援等に生かします。	民生委員・児童委員活動事業	2-(1) 人材育成	
		42	地域の中で孤立せず、住み慣れた地域で支援を受けられる地域づくりを推進していくNPO法人、医療機関、学校、家庭、地域等との連携や体制を強化し、関わる職員に対するゲートキーパー養成講座の受講の勧奨に努めます。	地域福祉推進事業	2-(1) 人材育成	
		43	保護司や更生保護女性会の方にゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。対象者が様々な問題を抱えている場合には、適切な支援先へとつなぐよう努めます。	保護司会・更生保護女性会補助	2-(1) 人材育成	
		44	職員に対して、ゲートキーパー養成講座受講を勧奨し、問題のある方は適切な支援先へとつなぐよう努めます。	成年後見センター事業	2-(1) 人材育成	
		45	手当の支給に際して、当事者や家族等への対応の中で、対象者の状況を把握し、必要に応じて他の相談機関につなぎます。	障がい者福祉事業	4-(1) 相談支援	
		46	対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へとつなぎます。	障がい支援事業	4-(1) 相談支援	
		47	相談に当たる職員のゲートキーパー養成講座の受講の勧奨をします。	障がい児支援に関する事務	2-(1) 人材育成	
		48	地域活動支援センター職員にゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	地域活動支援センター事業	2-(1) 人材育成	
	長寿介護課	49	各種申請手続き時、介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、生きることへの支援に努めます。	介護給付に関する事務 介護相談	4-(1) 相談支援	高齢者
		50	問題の種類を問わず総合的に相談を受ける職員に対して、ゲートキーパー養成講座の受講を勧奨し、適切な窓口へとつなぎます。	高齢者への総合相談事業	2-(1) 人材育成	高齢者
		51	困難な状況に陥った高齢者の相談者に対して、自殺対策に関連するリーフレット等を配布します。	高齢者への総合相談事業	4-(6) 支援者支援	高齢者
		52	支援者（家族）への支援は新しい自殺総合対策大綱でも重点項目の一つとされており、家族の負担軽減を通じて、介護の負担から起こるリスク等の防止に寄与します。	家族介護者の集い	4-(6) 支援者支援	高齢者
		53	養護老人ホームへの入所手続きの中で、本人や家族等からの、問題状況等の把握に努め、必要な支援先につなぎます。	養護老人ホームへの入所	4-(1) 相談支援	高齢者
		54	地域包括支援センターでの、相談機会の提供において、介護者負担の軽減を図ります。	地域包括支援センターの運営	4-(6) 支援者支援	高齢者
		55	認知症サポーター・サポーターリーダー養成講座受講者にゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	認知症サポーター養成講座 認知症サポーターリーダー養成講座	2-(1) 人材育成	高齢者

部局	課	No.	自殺対策の視点を加えた事業内容	事務事業名	基本施策	重点施策
健康福祉部	長寿介護課	56	地域の認知症とその家族を見守るボランティア活動を推進します。	認知症サポーター養成講座 認知症サポーターリーダー養成講座	2- (1) 人材育成	高齢者
		57	認知症カフェを実施し、認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いを推進します。	認知症カフェ	4 - (5) 居場所づくり	高齢者
		58	高齢者の虐待防止については、行政、地域包括支援センター、地域、介護施設、専門職等のネットワークづくりを図り、自殺対策に関するリーフレットや相談窓口などの配布を通じた高齢者の自殺についての説明に努めます。	高齢者虐待防止事業	1- (1) ネットワーク	高齢者
		59	地域における種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながる地域包括ケアシステムを推進します。	地域包括ケアシステム事業	1- (1) ネットワーク	
		60	高齢者の社会参加や健康・生きがいがいづくりの推進を図ります。また、会員に対し、自殺関係の講習会や研修会の実施、リーフレットの配布等を実施します。	生きがい施策 (友愛クラブへの活動助成)	3- (1) こころの健康づくり	高齢者
	健康推進課	61	からだやこころに不安や心配を抱えている人へ、相談を実施し、適切な専門機関へとつなぎます。	各種健康相談 各種がん検診 電話相談等	4 - (1) 相談支援	
		62	連絡会やネットワーク、研修会等の場で自殺対策と地域づくりとの関連性について、関係者の理解促進と意識の醸成を図ります。	地域保健活動事業	3- (1) こころの健康づくり	
		63	飲酒行動上の問題を抱える方の情報をキャッチした際、確実に、関係機関が連携し支援できるよう調整します。	精神保健事業	4 - (1) 相談支援	
		64	精神障がい者同士が交流できる場を提供します。	精神保健事業	4 - (5) 居場所づくり	
		65	精神障がい者の状態に応じた適切な相談窓口にて支援をつなぎます。	精神保健事業	4 - (1) 相談支援	
		66	問題を抱えた人に早く気づき、適切な窓口につなぎます。	地域保健推進員活動事業	4 - (1) 相談支援	
		67	保健事業に携わる者に対してゲートキーパー養成講座を実施します。	母子保健事業 地域保健推進員活動事業 健康増進事業	2- (1) 人材育成	
		68	問題を抱えていると思われる本人や家族に対して、自殺対策に関するリーフレットを配布、適切に関係機関につなげる等支援できるように努めます。	母子保健事業 健康増進事業	4 - (1) 相談支援	
69	保健師・助産師・看護師・栄養士等が自殺対策に関する研修を受講し、ケース検討会議で自殺対策の視点で地域住民の支援に当たることができるよう努めます。	職員研修	2- (1) 人材育成			

第6章 生きる支援関連施策

部局	課	No.	自殺対策の視点を加えた事業内容	事務事業名	基本施策	重点施策	
健康福祉部	健康推進課	70	産後うつや育児によるストレス等を抱えた母親等、早期の段階から関与し、必要な助言・指導を実施し必要時には他の専門機関へとつなぐなど、自殺へのリスクを軽減させることに努めます。	母子保健事業	4-(3)うつ病対策		
		71	育児への不安、子どもの成長・発達等問題を抱える母親に対して、相談窓口のリーフレットの配布・医療機関の受診等適切な支援が継続できるように努めます。	母子保健事業 歯科保健事業	4-(1)相談支援		
		72	育児への不安、子どもの成長・発達等問題を抱える母親等妊娠中から子育て世代の育児支援を実施します。	母子保健事業 子育て世代包括支援センター 歯科保健事業	4-(1)相談支援		
		73	精神障がいを抱える方とその家族の中でも、特に困難事例とされる方、緊急性のある方へは優先的に支援を強化します。	精神保健事業	4-(1)相談支援		
		74	特定健康診査・長寿健康診査等受診時に、過度の飲酒、不眠等の問診項目に着目し、必要に応じて相談窓口へつなぎます。	健康診査（長寿健康診査） 生き生き国保推進事業	4-(1)相談支援	高齢者	
	子育て支援課	75	ひとり親家庭の申請等対象者の状況把握に努め、必要に応じて相談機関につなぎます。	ひとり親家庭自立支援事業	4-(1)相談支援	生活困窮	
		76	子どもの発達や行動の問題から、子育てに悩む保護者や家庭の状況をつかむことができる家庭相談員を対象としたゲートキーパー研修の受講を勧奨します。	家庭児童相談事業	2-(1)人材育成		
		77	児童虐待等の問題を抱える家庭では、経済的な不安や家族の障がいなど自殺につながるリスクを抱えているケースが多いため、関係機関と連携し、自殺リスクの軽減を図ります。	要保護児童等対策事業	1-(1)ネットワーク		
	建設部	建設課	78	公園の環境を整え、安心して過ごせる公園にすることで、人が集まり、交流が促進され、自殺予防につながります。	公園維持管理事業 土地区画整理維持管理事業 河川公園管理事業	4-(5)居場所づくり	
		管財課	79	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることがあり、こうしたことに、早く気づき、適切な相談窓口へつなぎます。	市営住宅管理事業	4-(1)相談支援	生活困窮
80			徴収嘱託員にゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。問題に気づき、必要があれば他の支援機関へとつなぐ等の対応を図ります。	市営住宅管理事業	2-(1)人材育成	生活困窮	
須木庁舎	地域振興課	81	「すきむらづくり協議会」の「安心づくり部会」で、自殺対策に関するリーフレットの配布、自殺対策について取組の説明に努めます。（現在、防犯・防災の取組を行っている）	校区協議会設立事業	3-(1)こころの健康づくり		

部局	課	No.	自殺対策の視点を加えた事業内容	事務事業名	基本施策	重点施策
須木庁舎	地域振興課	82	交通安全キャンペーン時、2月に開催される「商業まつり」、11月3日に行われる「ほげまつり」時に、自殺対策に関するリーフレットを配布します。	交通安全対策事業 商工業振興対策事業	3- (1) こころの健康づくり	
	住民生活課	83	須木ほけんねんきんかわら版を活用し、健康保険や年金、福祉施策等自殺対策関連の情報を掲載することにより、住民への周知を図ります。	須木ほけんねんきんかわら版	3- (1) こころの健康づくり	
		84	高齢者等が住み慣れた地域でいつまでも生き生きと活動し、できるだけ自立した生活を続けられるよう外出の支援を実施します。	高齢者等外出支援サービス事業	4- (1) 相談支援	高齢者
		85	外出機会の少ない高齢者の閉じこもりを防止します。	温泉バス運行サービス事業	4- (5) 居場所づくり	高齢者
		86	外部との接触機会が少なくなりがちな高齢者等に給食を配達し、安否の確認を行います。	訪問給食サービス事業	2- (1) 人材育成	高齢者
野尻庁舎	地域振興課	87	広報紙を活用し、自殺対策関連の情報を掲載することにより、住民への周知を図ります。	文書広報事業	3- (1) こころの健康づくり	
		88	輝けフロンティアのじり「くらし生き生き委員会」において、自殺対策に関するリーフレット配布の場を提供します。	校区協議会運営事業	3- (1) こころの健康づくり	
		89	法令講習会及びキャンペーン開催時に、自殺対策に関するリーフレットを配布します。	交通安全対策事業	3- (1) こころの健康づくり	
		90	野尻町区域内全世帯に放送される防災行政無線で、「自殺予防週間」を周知啓発します。	地域防災対策事業	3- (1) こころの健康づくり	
		91	加盟事業所の経営・金融相談等の際、問題を抱えている事業所に早く気づき、支援へとつなぎます。	野尻町商工会運営事業	4- (1) 相談支援	勤務・経営
		92	各種イベント開催時に、自殺対策に関するリーフレットを配布の場を提供します。	観光振興事業	3- (1) こころの健康づくり	
	住民生活課	93	不動産登記から債務整理に関するものまで幅広く相談に応じ、相談窓口において相談者に自殺の兆候が見られた場合、専門機関を紹介するなど自殺リスクの軽減に努めます。	総合相談事業	4- (1) 相談支援	生活困窮
		94	バス車内の目に届くところに自殺対策に関するポスターや相談窓口一覧表等を掲示し自殺防止対策を推進します。	福祉バス運行事業	3- (1) こころの健康づくり	
		95	配食時に、利用者が問題を抱えていなか早めに気づき、支援につながるよう事業に関係する職員にゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	訪問給食サービス事業	2- (1) 人材育成	

第6章 生きる支援関連施策

部局	課	No.	自殺対策の視点を加えた事業内容	事務事業名	基本施策	重点施策
野尻庁舎	地域整備課	96	目に届くところに自殺対策に関するポスターや相談窓口一覧表等を掲示し自殺防止対策を推進します。	農村環境改善センターの維持管理事業 農村婦人の家の維持管理 高齢者生きがい発揮促進施設の維持管理事業	3-(1) こころの健康づくり	
		97	職員等にゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。問題に気づき、必要があれば他の支援機関へとつなぐ等の対応を図ります。	農村環境改善センターの維持管理事業 農村婦人の家の維持管理 高齢者生きがい発揮促進施設の維持管理事業	2-(1) 人材育成	
		98	公園の環境を整え、安心して過ごせる公園にすることで、人が集まり、交流が促進され、自殺予防につなげます。	公園維持管理事業	4-(5) 居場所づくり	
教育部	学校教育課	99	特別な支援を要する未就学児、児童・生徒や来春入学を控えた未就学児の保護者は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定され、各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、本人の困難さ及び保護者自身の負担感の軽減を図ります。	特別支援教育事業	1-(1) ネットワーク	
		100	学校生活への適応が困難である不登校児童・生徒は、家庭、学校生活上に様々な困難を抱える可能性が想定されます。 本人の意思とは無関係な問題で不登校となっている場合もあり、適応指導教室に通級し復帰を目指しながら学習指導・進路指導を受けることで、現在・将来への不安解消にもつなげ、学校、スクールソーシャルワーカーや関係機関等と連携した日常的な指導・支援を受けられる居場所づくりに取り組みます。	適応指導教室運営事業	4-(5) 居場所づくり	
		101	不登校の児童・生徒は本人だけでなく、その家庭も様々な問題を抱えている可能性が想定されます。 スクールソーシャルワーカーやスクールアシスタントによる関係機関とも連携した包括的な支援を実施します。	こどもの悩みレスキュー事業	4-(1) 相談支援	
		102	保育所、保育園、幼稚園、認定子ども園、小学校間で幼児児童の家族の状況等も含めて情報を共有し、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援を実施します。	幼保小連携推進事業	1-(1) ネットワーク	
		103	いじめの未然防止やいじめへの対応について研修を深め、いじめの重大事態の防止につながるようパンフレット配布等各種取組を実施します。	生徒指導主事部会	3-(1) こころの健康づくり	
		104	職員（支援者）のこころの健康づくりと「子どものSOSの受け止め方」の研修会を実施します。	学校職員安全衛生管理事業	5-(1) SOSの出し方	勤務・経営
		105	児童・生徒や職員の定期健康診断結果について、気になる対象者には、継続的なフォローを行います。	学校保健事業	5-(1) SOSの出し方	勤務・経営

部局	課	No.	自殺対策の視点を加えた事業内容	事務事業名	基本施策	重点施策
教育部	学校教育課	106	望まない妊娠や性被害等は、子どもの自殺リスクにつながる重大な問題であるため、性教育の実施とともに、相談機関の窓口の周知徹底を図ります。	性に関する指導推進事業	1- (2) 相談窓口	
		107	奨学金支給対象者の学生、経済的困難を抱えている児童・生徒、その他にも様々な問題を抱えている保護者等、家庭の状況やその他の問題に気づき、相談先一覧等のリーフレットを配布し、支援先の情報周知を図りながら、包括的な支援を行います。	奨学金に関する事務 就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	4- (1) 相談支援	生活困窮
		108	授業の道徳の時間等に学校に整備してある既存のICT機器を活用し、「いのちの大切さ」について、児童・生徒同士が考え方を共有することで、未然防止を図ります。	小・中学校教育ICT推進事業	3- (1) こころの健康づくり	
	社会教育課	109	生きがい学級の講座や視察研修等で、高齢者の生きがいづくりのきっかけを提供し、高齢者の社会参加を促します。	生きがい学級事業	3- (1) こころの健康づくり	高齢者
		110	学園生に向けてゲートキーパー研修会を開催し、普及・啓発を図ります。	小林元気カレッジしあわせ学園事業	3- (1) こころの健康づくり	
		111	自殺対策のPRを行うとともに、ゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	乳幼児すこやか学級 家庭教育学級事業	3- (1) こころの健康づくり	
		112	子育て支援を行う関係団体で自殺対策に関する研修会を受講し、ネットワークを強化することで、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見や適切な支援へとつながります。	乳幼児すこやか学級 家庭教育学級事業	2- (1) 人材育成	
		113	交流事業を通じて自殺対策に関する資料を配布し、いのちの大切さについて考える機会を提供します。	青少年活動推進事業 (青少年交流促進)	3- (1) こころの健康づくり	
		114	図書館を啓発活動の拠点とし、ポスターやのぼり旗で自殺対策に関する普及・啓発、居場所づくりに努めます。	図書館の管理	3- (1) こころの健康づくり	
		115	対策強化月間や予防週間等の際に自殺に関するリーフレット等を配布します。	図書館の管理	3- (1) こころの健康づくり	
		116	交流やイベントなどの参加者に自殺に関するリーフレット等を配布します。	TENAMUビル公共スペース運営事業	3- (1) こころの健康づくり	
		117	一人で過ごすスペース、気の合った仲間と過ごすスペースなど居場所づくりに努めます。	TENAMUビル公共スペース運営事業	4- (5) 居場所づくり	

第6章 生きる支援関連施策

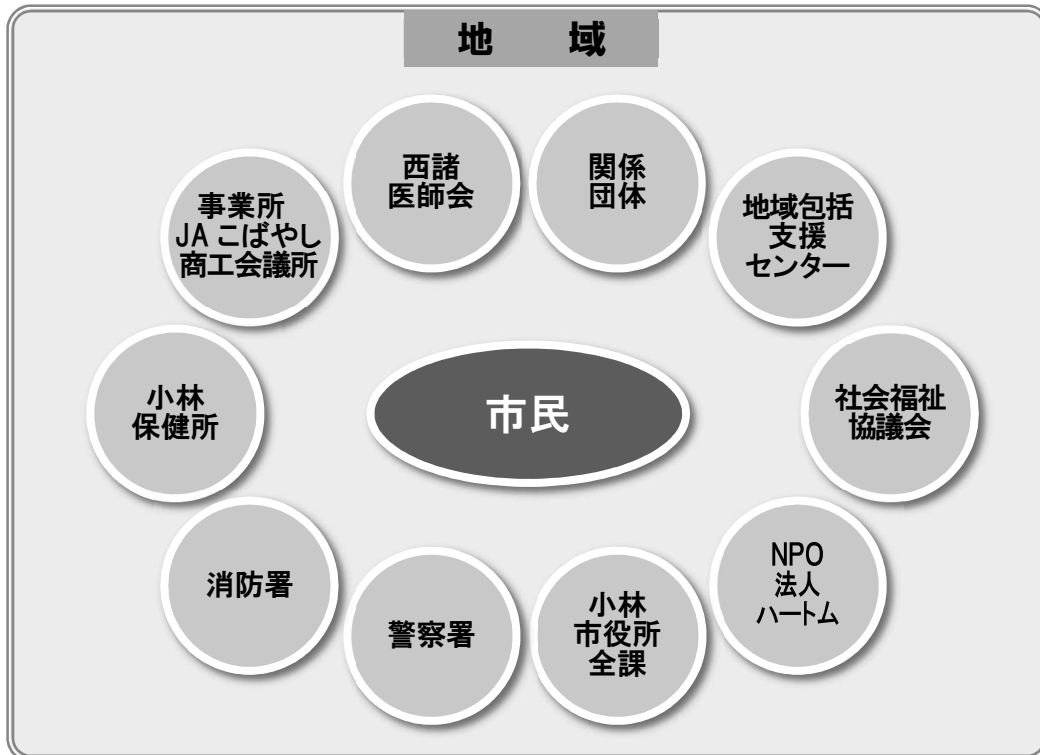
部局	課	No.	自殺対策の視点を加えた事業内容	事務事業名	基本施策	重点施策
教育部	社会教育課	118	文化会館エントランスホールに自殺対策に関するポスター・のぼり旗等を設置し、普及・啓発に努めます。	文化会館自主文化事業	3-(1) ころの健康づくり	
	スポーツ振興課	119	施設の利用者がクラスや学齢等を超えて交流できる機会を提供することは、地域で住民同士が支え合える関係を構築する上での貴重な機会となるため、居場所づくりを進めます。	学校体育施設夜間解放事業	4-(5) 居場所づくり	
		120	高齢者・子どもなどを対象にニュースポーツを推進するスポーツ推進員が、自殺リスクの早期発見と関係機関をつなぐ役割を担えるよう、スポーツ推進員を対象にゲートキーパー養成研修を行います。	スポーツ推進員派遣事業	2-(1) 人材育成	高齢者
		121	体を動かすことでスポーツに親しみ、スポーツを通して交流できる機会を提供することで、地域で住民同士が支え合える関係を構築します。	社会体育施設等管理事業	3-(1) ころの健康づくり	
農業委員会	農業委員会事務局	122	農業委員・農地利用最適化推進委員に、自殺実態に関する情報等を共有してもらい、問題を抱えている農業者に早く気づき、支援へとつなぎます。	農業者への周知活動事業	4-(1) 相談支援	生活困窮
水道局	水道課	123	上下水道使用料徴収の際、必要に応じて、生活困窮者を適切な窓口につなぎます。	水道料金徴収業務	4-(1) 相談支援	生活困窮
市立病院	事務部	124	関係機関と連携しながら自殺対策に関するリーフレット等の配布を実施し、適切な支援へとつなぎます。	病院事業	4-(2) 自殺未遂者対策	

第7章 自殺対策の推進体制等

1 計画の推進について

計画の実施については、本市の自殺対策を総合的に推進する小林市自殺対策協議会と、市行政の最終的な総合調整を行う「行政経営会議※」が連携して取り組んでいきます。さらに、市民の一人ひとりが、地域の中で主体的に取り組んでいきます。

■地域での連携による推進



※行政経営会議は、市民ニーズを的確に捉え、横断的な重要施策の形成、重要事業の調整、執行機関内相互の連携調整等を行う場とし、市政運営の組織的円滑かつ効率的な経営体制の強化を図ることを目的としています。構成員は、市長・副市長・教育長・部長等にて構成され、「生きる支援関連施策」について、総合的かつ効果的に推進するための協議を行います。

2 計画の進捗管理

計画を具体的かつ効率的に推進していくために、PDCAサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。

進捗状況の管理については、毎年度「生きる支援施策」「生きる支援関連施策」の実施状況及び目標の達成状況等の把握を行い、それに基づく成果動向等を、小林市自殺対策協議会・部会・ワーキンググループ及び行政経営会議において審議及び、評価します。また、必要に応じ、目標達成に向けた課題の整理と取組内容の見直し及び改善を行います。

計画の最終年度である2023年度には最終評価を行い、設定した数値目標の達成状況を把握し、次に目指していくべき方向性を見出し、時期の計画策定に生かしていきます。

資料編

1 小林市自殺対策協議会設置要綱

平成23年7月1日

告示第137号

(設置)

第1条 本市における自殺対策を総合的に推進し自殺の防止を図るため、小林市自殺対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺の実態把握に関すること。
- (2) 自殺対策の検討に関すること。
- (3) 自殺対策のための情報交換及び連携方法に関すること。
- (4) 自殺対策のための普及啓発に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

(部会)

第7条 第2条に規定する所掌事項の具体的な内容について協議するため、協議会に部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。
- 3 部会長は、健康推進課長をもって充てる。
- 4 部会委員は、次の表に掲げる職にあるものが当該課に属する職員のうちから指名したものををもって充てる。

福祉課長
長寿介護課長
税務課長
市民課長
ほけん課長
学校教育課長
社会教育課長
須木庁舎住民生活課長
野尻庁舎住民生活課長

- 5 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。

(ワーキンググループ)

第8条 自殺対策推進に係る実務的な検討及び調整を行うため、協議会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、グループ長及びグループ員をもって組織する。
- 3 グループ長は、健康推進課長をもって充てる。
- 4 グループ員は、協議会委員が当該機関・団体等に属する職員等のうちから指名した者をもって組織する。
- 5 ワーキンググループは、必要に応じてグループ長が招集する。
- 6 ワーキンググループの任期は、2年以内の期間でグループ長が必要と認める期間とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康推進課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この告示の施行後最初に委嘱又は任命される小林市自殺対策協議会の委員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成25年3月31日までとする。

附 則(平成24年5月16日告示第137号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第50号)

資料編

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第99号)抄
(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月17日告示第182号)

この告示は、公表の日から施行する。

2 委員名簿

(1) 小林市自殺対策協議会

平成31年3月22日現在

No.	団体名	職名	氏名
1	内村病院	院長	内村 大介
2	小林保養院	院長	出井 知博
3	園田病院	看護師	日高 美代子
4	小林市立病院	副看護部長	武田 愛
5	一般社団法人西諸医師会	事務局長	遊木 和敏
6	小林保健所	所長	和田 陽市
7	小林警察署	生活安全課長	山田 智亮
8	西諸広域中央消防署	署長	池上 務
9	小林・えびの・西諸薬剤師会	薬剤師	福森 一真
10	宮崎県司法書士会小林支部	司法書士	深澤 亮一
11	小林市区長会	理事	圖師 春義
12	小林市民生委員児童委員協議会	副会長	川添 紘一
13	小林市社会福祉協議会	事務局長	前田 隆一
14	小林商工会議所	専務理事	平賀 卓三
15	すき商工会	女性副部長	齋藤 ひろみ
16	こばやし農業協同組合	職員課長	富満 茂
17	小林市地域婦人連絡協議会	副会長	市原 ツユミ
18	NPO法人 こばやしハートム	代表理事	尾崎 幸廣
19	こころの健康サポーター	サポーター	谷山 龍人
20	小林市	副市長	壺岐 秀彦
21	小林市教育委員会	教育長	中屋敷 史生
22	小林市健康福祉部	健康福祉部長	嶽本 強

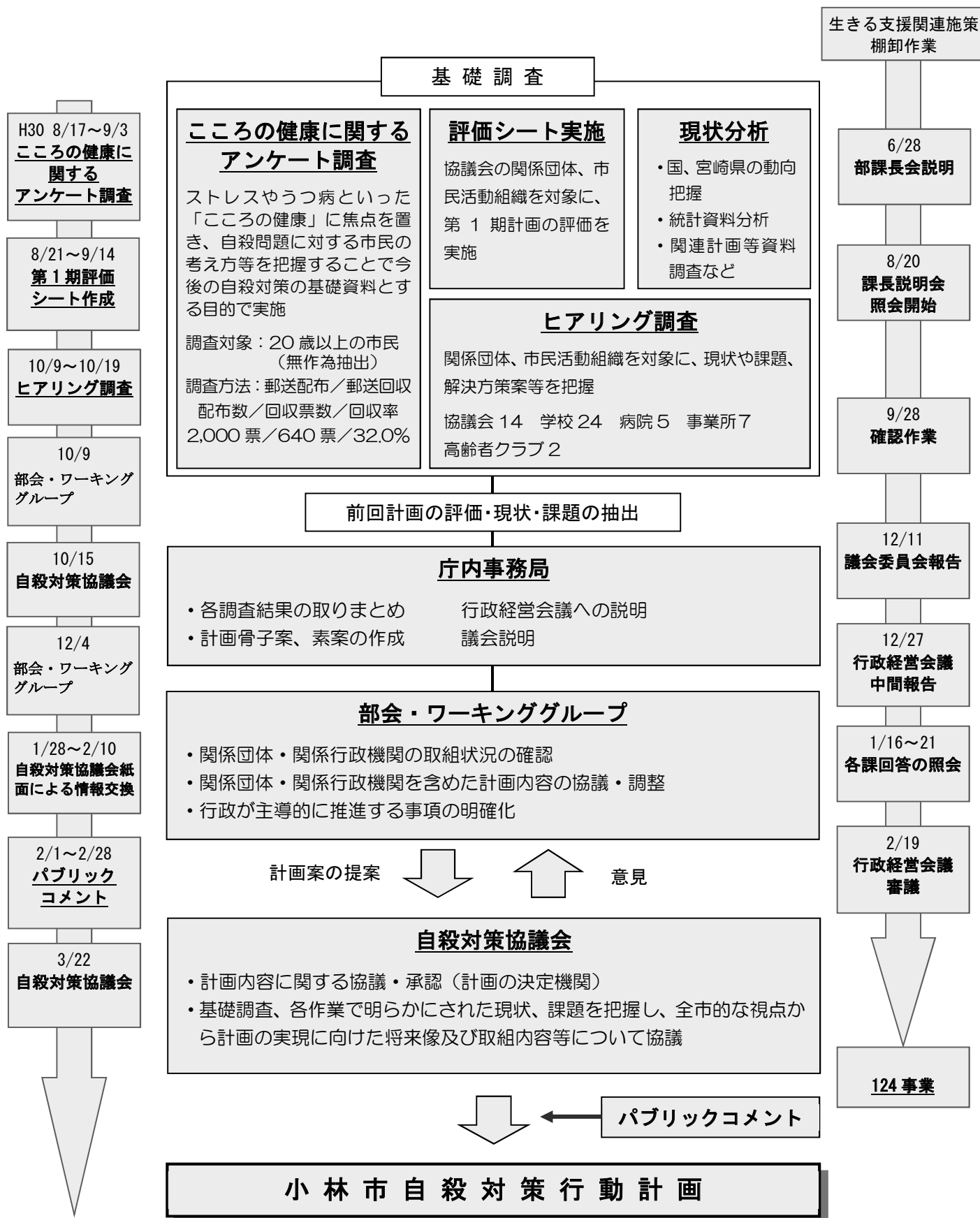
(2) 小林市自殺対策協議会 ワーキンググループ・部会

No.	団体名	職名	氏名
1	内村病院	精神保健福祉士	京牟禮 未峰
2	小林保養院	精神保健福祉士	小城 大和
3	園田病院	看護師	久保田 隆子
4	小林市立病院	看護部長	漆原 トモ子
5	一般社団法人西諸医師会	事務次長	遊木 裕人
6	小林保健所	副主幹	後藤 由佳
7	小林警察署	生活安全係長	平川 実
8	西諸広域中央消防署	係長	梅田 祐貴
9	小林・えびの・西諸薬剤師会	薬剤師	川口 順平
10	宮崎県司法書士会小林支部	司法書士	鬼塚 未緒
11	小林市区長会	理事	仮屋 実直
12	小林市民生委員児童委員協議会	主任児童委員部副会長	池田 浩子
13	小林市社会福祉協議会	本所長	大牟田 博昭
14	小林商工会議所	指導課主任	池田 千春
15	すぎ商工会	女性副部長	齋藤 ひろみ
16	こばやし農業協同組合	職員課主幹	川平 典生
17	小林市地域婦人連絡協議会	副会長	市原 ツヨミ
18	NPO法人 こばやしハートム	理事	田代 文夫
19	こころの健康サポーター	サポーター	谷山 龍人
20	福祉課	主幹	岩下 経一郎
21	市民課	主幹	神之蘭 敬章
22	ほけん課	主幹	勝吉 智之
23	長寿介護課	主査	笥 伸洋
24	税務課	主幹	新田 浩四郎
25	須木庁舎住民生活課	主査	舞田 至倫
26	野尻庁舎住民生活課	主任主事	平原 雄貴
27	学校教育課	指導主事	山本 敏
28	社会教育課	主幹	南正覚 宏志

(3) 小林市自殺対策協議会 事務局

No.	所属	職名	氏名
1	健康推進課	課長	一色 俊一郎
2		GL (主幹)	峯田 孝子
3		保健師	谷山 千穂
4		保健師	山中 かよ子
5		保健師	米良 理恵
6		管理栄養士	有村 江美
7		ML (主幹)	山口 巧
8		主事	丸菅 健嗣
9		任期付事務	富永 志保

3 計画の策定体制及び経過



いのち支える

小林市自殺対策行動計画一第2期一

<発行年月>平成31年3月

<発行・編集>宮崎県小林市（健康福祉部・健康推進課）

〒886-0007

宮崎県小林市真方89番地1 小林市保健センター

TEL：0984-23-0323

FAX：0984-23-0325

E-mail：k_yobou@city.kobayashi.lg.jp

HP：http://www.city.kobayashi.lg.jp/